

古史傳

廿五

和書門類			
四二五	一三九	一三二	二七
函	號	架	冊

內閣文庫		
四二五	一三九	和書
函	號	架

內閣文庫		
番號	和	94
冊數	27(24)
函號	140	184



Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

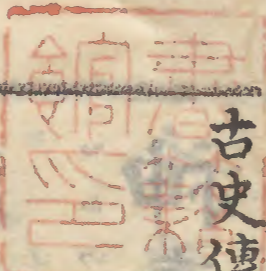
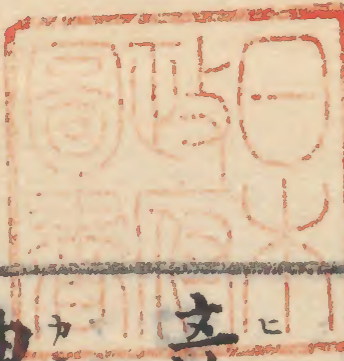


© Kodak 2007 TM Kodak



神爲金道在天
青秋知神爲拾
敬即寺置
神爲金道在天
青秋知神爲拾
敬即寺置

九日



古史傳二十五史卷稿

和凡四 辨

平篤胤謹撰

町田久成獻納之章

男 鐵胤

孫 延胤

淺草寺文庫



九北百

故即手置帆負神定為笠作者。

為狹知神為楯縫者。天目一箇

神為金匠者。天日鷲神為由布

○

○

作者。櫛明玉神爲玉作者。乃使
天太玉命出弱肩。被太手襁而
爲御手代而祭大物主神者。始
起於是時矣。且天兒屋命者。主
神事。出宗源者也。故以太兆出

ト事。俾仕奉矣。此者坐枚岡社
是時齋出大人。號齋主神。此神
今在東國。楳取出地。亦健御雷
出男神者。稱香嶋天大神。於天
則號曰香嶋宮。於地則名豐香

大兆之上事云々。此術の由とは上へ出て是より天兒屋
根命の始給へ流術あること。又由は種々設くる事ども
此其祭る神の御心の應ふべきや否也。漏落多流こと。過
てる事此有や無やと云ふことを。下問へる趣ある由とも。
石屋戸殿の委曲を注るが如し。傳子云へるを見べし。
此きは此處も。上件設くる事物ども。大物主神の御心の
應ふや否也。落くる事。過てる事。何との。有や無やと云こ
とを。大兆の術も。下はせ給へ流由あり。其は高皇產灵
大神の勅命に依てある事。言ふくも更なり。但し前
神の石屋戸をさして幽居せる時。先直子問奉るべき便
あり。む。下問奉るも然る事。なから。大物主神を直子

問奉りても有べき物。をと思ふも有る。然ら。直
は問奉るも。い。御心の應ふべき事。漏落くる事
までを然ら。巨細。教。給ふべくも非。御心の事
めて坐まはむ。心配。給ふも非。御心の事。大切
み祭。上。心。問。知。○枚岡社。神名式。河内
國河内郡。枚岡神社。四座。名神大月次。何る是。此
天兒屋根命。同。比賣神。さて。相殿。武甕槌命。經津主命。和
坐。四座あり。此。二神の坐。よ。下。委。云。べ。し。和
名抄。讚良郡。枚岡。比良郷。此。本。は。河内。郡。あり
けむを。後。讚良郡。不。隸。る。不。也。此。社。の。天。兒。屋。根。命。の。鎮
坐。由。は。下。引。く。国。史。ま。式。等。の。文。み。著。明。あり。姓
氏。録。河内。国。天。神。部。菅。生。朝。臣。大。中。臣。朝。臣。同。祖。津。速。魂
命。三。世。孫。天。兒。屋。根。命。之。後。也。ま。中。臣。連。津。速。魂。命。十。四

世孫雷大臣命之後也。あつ平岡連津速魂命十四世孫。朝
身臣之後也。朝身臣と云々。雷大臣命の亦名あり。委
くハ仲哀天皇卷の注ふを見るべし。あつ
あつを始也。天兒屋根命の御末也。此と數見えと也。此国
の本社と聞ゆる枚岡社ありて。其御末の姓く多かる事
は。神世の決りて。此国小由緒有るむと思ふ。風土記も
今も傳はらぬ。其始を考ふべき便あり。河内志に在出
國民敬信社本国一宮。勤時祭踏哥占穀
等祭。神幸之地在豊浦村といへり。仁明天皇紀の承
和十年六月乙丑。河内国河内郡。從三位勳三等。平岡大神
社。神主。永預。把笏といへり。あつ此社小位階を授奉られし
を。鹿島神宮の処子。取總て注
を見る。治了文德天皇紀の。存衡三年十月己丑。加。從一位
正。治了。

平岡神幣布北四端。あつ清和天皇紀の。貞觀七年十月勅。
河内国平岡神主一人。給。春冬當色料。絹布等。一如平野梅
宮神主。又春秋二祭。差。神祇官中臣。官人一人。檢校祭事。兼
付幣帛。又春秋二祭。差。琴師一人。供事祭場。立為恒例。十二
月勅。河内国平岡神四前。准春日大原野神。春冬二祭。奉幣。
永以為例。あつ。此社の祭神と。神名式に幾座とは無
文の四前と云ひ。臨時祭式にも。三所。平岡神社四座と
あるも。後の春日社。准へて。四座と為されし。あり。其
由下。は。臨時祭式。平岡神四座。祭と題して。祭神料。
解除料。散祭料。神殿装束料。醸神酒。竈神祭料。醸神酒。解除
料。雜色人食料。齋服料。同祭。祿料。あつ。色物を記され。右春

二月。冬十一月上申日祭之。官人一人。率雜色人供奉祭事。
と有をもて。嚴重し。御祭あるよし。知信し。但しかく嚴
重の祭に給
ふ。あつて成ぬ。は春日大原野神の祭。不準へ給ふ。給
ふこと。上り引る。貞規七年の御紀と。合せ見て。承ふべし。
○是時齋之大人云し。本籍の齋此云。伊幡比と云。師云
注の齋字の下。今本。齋之大人とは。神を齋祭する主と云
ふ。主字あると誤あり。齋之大人とは。神を齋祭する主と云
ふ。とあり。神主と云ふ如し。神武天皇卷の。天皇御親天
神命を齋主と為給へてとあり。夏。ま。仲哀天皇卷の。神功
皇后御親神主と為て。神の御言を請給へる事。ま。を思
ふべし。ま。綏靖天皇卷の。神八井耳命の。忌人として仕
奉らむ。と白し給ふ。忌人。ま。はら。此の齋主と云ふ。ま。
同じま。後。祭主と云。職。は。伊幡比。て。ふ。語の義也。既
の。阿。も。同意の。祢。あり。は。伊幡比。て。ふ。語の義也。既
の。注。り。記。の。傳。見。べし。段。號。齋。主。神。とは。是。時。大。物。主。神。

を祭ぬ。齋之大人とあり。神を齋主神と號し。と云ふ
あり。主は能字斯の切なるあり。上ふ云。るが如し。伊一
段。天。之。神。
伊主神の け。其齋之大人仕奉る神也。誰神と云ふこと。
下見べし。 被知ざ流如く好むと。此神今在東国楳取之地。とあり。か
て。經津主神ある事知られ。て。其は春日祭詞の。香取坐
伊波比主命と見え。他古書とも。香取坐神を經津主神
とあり。あ。不。此。彼。の。徵。論。考。ふ。は。て。如。此。や。お。と。好。む。
神等を。此神事。仕奉ら。給。する。を。以。て。も。大物主神
成崇敬ませること。此類。あ。き。事。字。知。信。し。其。を。八。百。万。
国神。八。百。万。物。代。主。を。依。し。賜。へ。る。大。神。の。坐。ば。を。か。し。○

○

○七

東國とは足柄山々東ある諸回子。惣て云、祢あて然祢

ふ事本也。景行天皇卷の見えとて。の下見修し。○楳取也。

和名抄の。下總國香取郡。香取郷とある是なり。楳字

名抄舟具の。釈名云、楳、使舟捷疾具也。和名加遲とある字

あるを此に用ひて、古に加遲を記す。云、云、云、云、云、云、

ふ語、俗の學者、加、楳、字、の、就、て、神、武、天、皇、紀、あ、る、呪、詠、て

秘術の起あり。然れど、鹿島も楳島なり。此のあり彼を治むる

は、楳、取、郡、東、限、大、高、山、西、限、草、川、南、限、大、宜、

北、限、國、府、湊、と、阿、比、。處の古老、説く、香取郷を古くは大槻

宮。名神大月。と載され。各神祭式には、香取神宮一座と阿

比。惣國風土記の。楳取神社所祭。經津主神也。舒明

式。凡、香取神宮。樂人裝束者。令國司付領。若有欠失。拘其

解由。と阿比。樂人六人。舞妓八人の裝束料の物を注せ

也。抑、香取宮のおとは。何事も鹿嶋宮に次ぶ立。彼宮の

准子て物と給ふ趣あると。下小引く書等の所見、依

如く、依れ。彼宮より。樂人舞妓の事は、依れ。何れ

由り。後人、依れ。依て仁明天皇紀の。承和三年十月丙

辰。下總國言、香取神、祢宜。准常陸國鹿嶋、祢宜。近代相統同、

令把、笏、許、之、と、阿、比、。何れ、鹿島神宮の外、總て注ふを

見。○香嶋天大神也。加具志麻乃阿米能於富加美と訓

○

○

清し。加具の香字を書くは香山アガヤマの加具の此字を書くと同
例あり。此嶋の名は。大凡古書に鹿嶋と書し中。常
陸風土記の如く此書し。珍ウツクシし記事あり。是に依れ
カケトリと訓べく所。和名抄の常陸国鹿嶋カケ郡と見
思ゆ。其由下の云ふ。薩摩國鹿兒嶋カケ郡と云ふ。兒を神代紀の天
鹿兒弓カケと有を思ひて。後人の加ふる如らむ。其に延喜民
部式に凡諸
国部内郡里等名並用二字必取嘉名カと云ふ。勅ありし
より。国郡郷の名三字あり。切り一字あるは韻字を補
いふとて。悉く二字に定め給へ。然れば和名抄に見
ゆる国郡郷の名右の外あり。一つも無きことあり。
はて鹿字香字ともふ。加と訓む。常は論ハ無く。古く加
之末と云ふ事は。下の引く万葉歌にも。可志麻と阿カと。

本は決カて香と阿カるは更あり。鹿字を書るは。加具と
を訓む。其は謂ゆ。天香嶋ハ鹿カの住む嶋ある故の名
あり。其由を百十三段。天加久神カはて天大神と
申し。本籍の自高天原降來大神名。稱香嶋天之大神と
有は。天上より降來坐る大神と云意。其国にて稱せ
依御名あり。○於天則號曰香嶋宮カとは。健甕神の天上
の坐し時。住坐る宮を。香嶋宮と云しと言ふ。それ
宮は。上り坐天安河之河上之天石窟神名。伊都之尾羽張
神之子。甕速日神之子。燖速日神之子。武甕槌神とある。天
石窟あり。そは天安河の水を。逆の塞サキ上て。道を塞サキとてと

○

○九

有れむ。嶋あると炳く。かくて鹿の住む故の鹿嶋宮と
は云ぬらむ。云を合せ考ふべし。○於地則名豊香嶋
宮。矣とは。此地の留先給へる御魂に坐以宮称也。即天宮
此號を用ひ。豊く美称を冠らせ。豊香嶋宮と名する
由あり。羅山文集の常陸国鹿島宮。古來不殺鹿。以神使故
のて。鹿かなく。栖りて香取のて。鹿栖むと云々。実の然も有らむ。香取と鹿は神名式の常陸国鹿嶋郡
取と云々。ありむ。知べらる。鹿は神名式の常陸国鹿嶋郡
の。鹿嶋神宮。次新嘗。月。何る宮是れ。此郡の古と。ま以
風土記の香嶋郡。東大海南。下総常陸郡。阿多可奈。湖。西。古老曰
難波長柄豊前。大朝宇天皇之世。己酉年。孝徳天皇の御世
を申す。己酉年と。

大化五年。大乙上中臣子。脱るべし。字大乙下中臣部
云。子等。大乙上。大乙下。は孝徳天皇此大化五年の定られ
位をり。り。位階の中あり。今の位階の当らむ。八
中臣氏のことと。下。云。べし。此請。惣領高向大夫。惣領天
皇紀の惣領所。持統天皇紀の惣領と云々。割。下。總。國
見。此。高向氏。常陸國の惣領と云々。海上。國造。持
海上。國造。部内。輕野以南一里。部内。輕野以南と云々。
る。の。て。輕野以南。も。と。下。總。國。造。部。内。寒。田。以
て。し。を。割。り。と。り。の。變。の。非。文。那。賀。國。造。部。内。寒。田。以
北五里。無。り。と。り。の。常。陸。國。今。の。如。く。あ。り。と。り。別。置。神。郡。其。處
有。天。之。大。神。坂。戸。社。沼。尾。社。合。三。處。總。稱。香。嶋。天。之。大。神。因。
名。郡。焉。凡。俗。説。云。霞。見。也。坂。戸。社。沼。尾。社。を。も。總。て。香。嶋
は。健。御。雷。神。を。申。し。御。稱。あ。り。と。り。文。の。趣。を。云。ふ。と。り。實
あ。り。と。り。坂。戸。沼。尾。二。社。の。こ。と。と。春。日。社。の。處。と。云。べ。し。

○

○十

延喜式にも常陸國鹿嶋郡為神郡といはば古く鹿嶋郡
は悉神領なりといふ通也。是も最古く鹿嶋と云ふ地也。
謂ゆる鹿嶋崎とて、甕山といふ邊までを云て。此は神世
にやどおは、放きて嶋ふてむ故の鹿嶋と云ふなり
むし。地形を見て察られぬ也。甕山のこと。夫木抄に光俊
の玉どれの小甕ばうてをもちて。朝臣神と云ふ鹿嶋を見
云ふ島と社頭なり十町はありて。此も陸地より連
つ島ゆきて埋れて見えしを先達の僧の尋ねしうて是
が半をきて理れて見えしを先達の僧の尋ねしうて是
の神代よりいふとまれ、壺よて今も残る。小甕をこし申侍し
あし身の毛いよ立ておがえ侍りし。所ある。故に甕島と
いして詠りたる。社列傳記の甕のあつ所ある。故に甕島と
云ふを畧きて鹿嶋といひ。後の神名七郡、各は頭と
くるとやと云ふところ非なり。今も瑞甕森とて、下生村の田
中の椎木一本立ちたる小塚ありて、終に其名を存せて、周て

大田所。ふれむ。稍くお田了作とありし。かく成りし。か
也。北條時隣が言ひ。正月八日祭礼なり。日記の此日朝廷
とて。勅使下りて。伶人舞をまひ。太平樂を奏し。諸神宮幣
帛をさし。祝詞白して。甕山を廻りし。よし見ゆ。と云ふ
也。常陸國誌の鹿嶋郡東臨東海。西与行方郡地相望界以
箕幡汎江南亦至箕幡大江為限。東垂至海口。与下總國香
取郡相對。北与茨城郡地相錯。とあるは。風土記の云ふと
大抵合す。和名抄の當郡の白鳥。下島。鹿島。高屋。三宅。宮前
居伊島。上島。十八郷あり。此も國誌の和名抄所載。今
存。徳島中村幡麻。而宮田。宮前。今属茨城郡。其餘無所見。今
考。郡因新治郡。地有白鳥。邑然。与鹿嶋郡地遙遠。又茨城行方
地。介在其間。雖古今沿革轉迁。口不定。然未至如此大差。虫
同其名。恐非鹿島郡也。餘無可考。大槩皆。了。風土記の神
曰。郡地と云ふは。實に然り。説あり。ク。了。風土記の神
戸六十五烟。本八戸。雄波。天皇之世。加奉。五十戸。飛鳥。淨見
原之朝。加奉。九戸。合。六十七戸。庚寅年。編戸。減

○

○土

二戸令定、六十五戸見え。廢帝紀、天平寶字二年九月丁丑、常陸國鹿嶋、神奴二百十八人、便為神戶、稱德天皇紀、神護景雲元年四月庚子、放鹿嶋神賤男八十人、女七十五人、從良、光仁天皇紀、寶龜四年六月丙午、常陸國鹿嶋、神賤一百五人、自神護景雲元年、立制安置一處、不許與良婚姻、至是依旧、居住更不移動、其同類相婚、一依前例、同十一年十二月壬子、常陸國言、脫漏神賤七百七十四人、請編神司、安認良氏為神賤、假託灵異、已侵朝章、自今日後更莫申請、許之、と見也、神戸とは、神領の御民の戸家をいふ、神奴も、神賤也、書るも同く、即、それ御民也。

姓氏録の神奴連、天兒屋根命十一世、孫雷大臣命

之後也、鹿嶋より二里はうて北の、神戸原と云あり見え、今も其入口の鳥居立あり、これ古の神戸ありべし、東鑑、治承五年三月、養和元年十月、文治三年十月の風下、あとの鎌倉より、神領を寄附せらるゝ、見え、俗説云、霞零鹿嶋之國、風土記云、万葉も七了、霞零鹿嶋之崎乎浪高、過而夜将行、恋敷物乎、冠辞考云、霞ふりて、音のかし、まゝ、三卷、霞零吉志美我高乎、險跡云、右の同く、は、万葉九の長哥、壯牛、此三宅の浮か、向、鹿嶋の崎、狭丹塗の、小船を儲て、玉纏の小梶、二十の、詠をば、後の哥、も、見、阿良例布理、可志麻能、可美乎、伊能利都、須米良美久佐、和列波伎尔之乎、れと詠了、霞零鹿嶋の神を祈、皇、御軍、

此哥の依て思ふ。曰くも聞ゆる鹿島立と云ことは昔
此國よと筑紫の遣を防人を多く侵し給へるを思ふ
神世より此大神の天より此國へ旅祭まじりて
予る由緒ありて其御後威を請奉りて
みと詣りむ故に鹿島立と云る非じりて
詞林采葉抄
の或は此神を先とて静め或は異朝の歌を
専ら此神を先とて諸神も進登し給ふしを
神功皇后三韓を責させ給ひし時鹿島香取
の御札ふれり其銘曰東大神表矣とよて
香取明神門出し給ふ午日鹿島立と申は
此起給ふ今世の旅の門出を鹿島立と申は
有る由有るがの神の例傳記の古より
津洲の鎮守の神の例傳記の古より
無名は神の回郡の飛翔を冥道に故の古より
て一回一郡一村の依所を天天下大小の諸神
安置其國里を移りまはし始めて旅の出さ
鹿島立と云傳ふし云へる最も覺東ありて
北とも少くもさる由緒なきし非ざりし
地は風土記の神社周匝ト氏居所地體高敞東西臨海峰

谷犬牙。邑里交錯。山木野草。自屏内庭之藩籬。潤流崖泉。□
涌朝夕之汲流。嶺頭構舍。松竹衛於垣外。谿腰掘井。薜蘿蔭
於壁上。春經其村者。百草□花。秋過其路者。千樹錦葉。可謂
神仙之幽居。佳麗之豔不可悉之。とある趣みく合へり。
ト氏とト部氏をいふ。此も當昔神宮の辺に住るが
多うてしと通之とて。此事ハ既ハ六十四段。四國ト部の
下ハ云ふれむ。はて此神宮は何時とて。此処ハ立給ふ
此もと洩し給ふ。はて此神宮は何時とて。此処ハ立給ふ
と云こと知はらうぬ。鹿嶋香取兩宮ともハ神世ハ定
給はむし所思也。其ハ二柱神共ハ荒振神を事趣周ら
ちて。巡りて竟ハ枉神邪鬼を此地了追及て。逐ハ失し。其
ハ給ふる趣ハ健御名方神を追往て。信乃國諏訪の海ま
で追到りて。殺さむと為給ふる趣ハ。思ハ合せて悟べし。

此常陸国にて。天上の還昇り給へて。そは上り見よる傳
の。普都大神。信太の高來里の。畧伏を留置きて。還昇り坐
流る有をもて炳焉し。然れども其昇り給ふ時。無窮の皇
美麻命を護給ふ。御灵城留むる宮所を也。御自定給り
らむ。風土記より。崇神天皇の御世。鹿島宮のこと見
傳記の鹿島神祠立始給事。神武天皇元年云々有り。社例
信がし。鹿島神道集といふ物。常陸国那賀郡古内村の天
降坐す。其より國中を廻り見。鹿島郡の吉処を御在所
み定む。と云ふ。傳ある。或のや。和名抄の。那賀郡。鹿島
郷と云。抑常陸国は。大八嶋国の東北端の。何の国あるの
謂ゆる浪逆海を前みして。鳥居の西南に向立。流るが。稍
深く入る神宮阿也。比多知奈流。奈左可能宇美乃多麻毛

許曾。比氣波多延須礼阿村可多延世武堀川百首の頭仲
朝臣。東。あ。り。波。逆。の。海。の。塩。ち。ち。有。明。の。そ。の。千。島。志
む。鳴。と。と。あ。り。仙。覺。抄。の。海。あり。未。二。流。あり。下。総。の。海。上
との間より遠く入る。今の人々の内。海と。申。記。の
は。こ。の。流。海。と。り。け。り。今。の。人。の。内。の。海。と。申。記。の
の。海。下。流。の。北。の。り。鹿。島。郡。南。の。か。の。行。方。郡。と。申。記。の
入。北。り。一。流。も。北。の。り。鹿。島。郡。南。の。か。の。行。方。郡。と。申。記。の
太。郡。茨。城。郡。ま。で。入。り。然。る。浪。の。逆。の。内。海。塩。の。み。た。り
時。み。浪。殊。の。逆。の。り。然。る。浪。の。逆。の。内。海。塩。の。み。た。り
て。奈。左。可。能。宇。美。と。云。ふ。さ。然。る。浪。の。逆。の。内。海。塩。の。み。た。り
島。郡。の。西。流。海。行。方。郡。の。東。南。並。拜。殿。と。西。向。ふ。れ。と。正
流。海。と。い。へ。る。み。と。く。合。へ。て。拜。殿。と。西。向。ふ。れ。と。正
殿。は。北。向。て。立。給。り。お。と。由。緒。あ。り。と。聞。也。彼。社
の。西。向。在。非。正。御。殿。奉。拜。殿。也。不。開。御。殿。云。奉。拜。殿。傍。坐。是
則。正。御。殿。也。北。向。坐。坐。本。朝。之。神。社。多。北。方。向。立。社。稀。也。鬼
門。降。伏。也。社。北。向。御。神。躰。正。東。向。奉。安。置。内。陣。之。例。法。也。と
あ。り。夫。木。集。光。俊。朝。臣。哥。の。詞。唇。み。と。不。開。の。御。殿。と。昏。れ
と。東。鏡。仁。治。二。年。二。月。十。二。日。の。詞。唇。み。と。不。開。の。御。殿。と。昏。れ
不。開。殿。御。殿。奥。御。殿。等。者。不。燒。當。社。常。陸。国。鹿。島。社。燒。止。昏。れ

○

○十四

災之由、古老之所相謂也。とも見えたり。奥御殿と、奥宮
のあり、本宮より二町むうと東のあり、大神の荒魂を
斎祭する宮の由あり、参詣する諸人の神前のて物音を
ぞと誠め祭の時、祿宜祝まで拍手を思ひ、拍て忌
慎む。其は神宮を十町ばう也。東方の放きて、謂ゆる石
御座と云う、ある処より濱辺の塩宮と申し、枝宮ありて。
正の東北の方に向いて立ちり。此を見目、神といひ。其辺
此濱を見目、此濱と云ふ。石御座のあり、彼社記の石
天降給時、此石御座侍とあり。夫木集の光俊朝臣、大明神
と有て、或抄云、光俊朝臣鹿島のおく、石のみましを
前あり、不開の御殿より二町はうて侍、奥の御
坐に御殿より二町はうて侍、此の平なる石の御
て、御殿の二尺むうてあり、神宮を問待る、此の平なる石の御
明神天より降、竹の中ありて、此石の上の坐給ふ、石ありて、此

見見る、み御影石といふ石の質あり、石上あり、窪みて、
丸き石あり、此石の根あり、地あり、白き小虫のあり、を見
ひく、れ、子あり、人子、設くる、由あり、固く、掘り、
こる、迹あり、常陸国誌云、土人相傳、有大魚、圍繞、日本、首、
於此地、鹿島、明神、釘、其、首、尾、以貫之、不得、動、揺、
扇、柄、得、釘、而、堅、固、此、石、即、釘、也、荒唐、可笑、といへり。古老、
言ふ、神、世、了、鹿嶋、大神、此、濱、を、了、志、て、惡、神、邪、鬼、を、異、國、
却、以、給、了、る、後、の、塩、宮、神、を、あ、り、の、居、る、も、し、惡、鬼、の、還、る
あ、と、有、れ、也、速、み、大神、の、告、し、免、給、ふ、あ、り、故、も、告、神、と
も、云、つ、り、也。此、古老、の、説、を、生、は、う、ら、の、筆、の、信、さ、依
信、の、事、多、う、る、物、あり、凡、て、処、の、古老、の、口、実、了、り、
非、更、さ、る、も、諸、國、の、風、土、記、と、云、も、皆、處、の、古老、の、口、実、を
問、て、記、せ、る、物、あり、申、す、神、世、の、傳、り、も、多、う、然、れ、む、今、世、
歳、の、不、と、誤、ら、に、語、り、傳、り、と、多、う、然、れ、む、今、世、
て、も、正、し、き、傳、へ、の、其、あ、り、誤、ら、に、傳、り、事、も、あ、り、
無、ら、む、と、思、ふ、信、し、は、て、塩、宮、の、塩、字、を、書、こ、と、を、潮、を

○

○十五

昔の方言の伊多と云ふ故あり同国の板來里を潮來と
昏ことと、是故ありと云ふ、実あるり知らば、されど塩宮
と云ひ、潮の浪うつ際、不在し故の名あるべし、今もその
前込と、廣き砂原あれど、最古く、此社の所まで浪の來
見え、疑ふこと、地の状を、此神を社傳記の、高倉下命と云ふ。
此は神武天皇此御世の、健御雷神、此命の倉頂を穿ち
て、部吳の御劔を墮入れて、天皇の献じめ給へる古事を
思ふ、由緒ある説、聞えし、見、目、神と云ふ名、正古
幡宮ま、伊豆、国、伊古奈比咩命、神社の相殿、作て、此社の
おも、同名の神あり、そと異神と、削えし、作て、此社の
前邊は、謂ゆる高間原なり、鬼塚と云ふ有て、神世の大神
此原まで、邪鬼を迫りて坐て、多く斬散り給ふ、其骸を
埋る處と語て傳へる、高間原と、風土記の、郡、東三里、
高松濱、大海之流着、砂貝、積成

時隣を説く
国志の説と
前後の事と

高兵、松林、自、生、推、柴、交、雜、既、如、山、野、東、西、松、下、出、泉、可、八、九
歩、清、涼、太、好、と、ある、此、処、を、云、ふ、今、ハ、小、松、村、立、り、
夫、木、集、み、光、俊、朝、臣、上、を、見、て、袖、也、ぬ、れ、あ、む、常、陸、あ、る、
高、間、の、浦、乃、沖、は、白、浪、と、詠、ふ、此、あ、る、べ、し、鬼、塚、も、高、き、
塚、あり、此、原、も、大、神、の、軍、と、給、へ、る、所、れ、也、鬼、の、血、此、流、
れ、し、る、あり、と、砂、原、の、血、の、激、り、し、る、状、の、砂、の、赤、き、所、
所、あ、る、取、れ、と、集、り、し、る、砂、も、ま、じ、か、く、漆、と、云、
ふ、掘、見、る、底、上、を、赤、く、見、え、し、れ、ば、此、の、底、の、朱、砂、あり、
あり、朱、砂、を、献、れ、る、と、思、ひ、し、中、の、あ、ら、う、し、ら、あ、り、
て、か、く、漆、を、ち、ら、ひ、と、思、ひ、し、中、の、あ、ら、う、し、ら、あ、り、
ゆ、と、此、宮、の、神、官、平、時、隣、が、物、語、の、神、庫、の、古、き、神、室、種、く、
有、が、中、の、鬼、の、首、管、と、云、が、あ、り、て、鬼、の、首、を、納、し、る、箱、あ、
り、と、云、傳、ふ、る、物、何、れ、か、何、せ、ら、む、物、あり、奇、き、こ、
と、あり、ま、し、神、戸、原、の、俗、の、せ、ん、ど、塚、と、云、塚、あり、過、し、
半、里、人、此、塚、を、掘、て、見、し、る、の、方、三、尺、ぐ、ら、埋、て、あ、る、御、影、石、
の、鬼、の、頭、の、矢、を、貫、し、る、状、を、鑄、付、し、る、が、埋、て、在、り、
云、へ、て、奇、き、ま、ま、ち、り、と、語、り、き、此、古、の、邪、鬼、を、呪、詛、り、
て、築、く、る、塚、あり、べ、し、常、陸、国、誌、の、土、人、相、傳、鹿、島、明、神、常、
出、此、野、と、外、國、鬼、相、闘、以、群、鹿、為、卒、伍、明、神、得、利、則、群、鹿、競、
追、風、塵、直、入、海、渚、明、神、不、利、則、群、鹿、在、耳、却、走、直、入、人、家、土、

人時に見其 古きば社傳記の御正殿の北向あるは鬼門
の降伏ありと云ふも諸蕃此大倭北生心付しは輩
信ざらぬ實の然有はき事におも。古くは此方を畏むること
とは史記の東北神明之舎と云ふは此方の何と云ふ
神をいふ所思ふ故に稱へるは古説の同くは然
るをいふ後云此方に向いて物を置るを求む多き
知て鬼門と云ふ名を付しは後人其説を求めて得ざる
故に妄説して東海中の山あり度索山と号ふ東北の方
小門あるを鬼門と名く万鬼の集まる所と云ふ或も其
度索山の神茶爵壘といふ二鬼ありて諸悪を目的此鬼
の住む方あり故に鬼門と云ふ鬼門といひ或は東北の方
星の石室あり其所の石榜に鬼門と題せりふど云ふ
戎人の例の生賢しき心か此方の神をいふとき争ひ
うねて恐ろしくも然る所以を知らざる故に妄説せり
山名も鬼名もみふ我人の杜撰ありクし然れども此方
の枉しき漢土の信がはだて強て此方を犯す事のある
生心付しは輩の信がはだて強て此方を犯す事のある

川崇を受ることの有るも上件之謂なりて邪鬼ども
の此方へ逐はれしは故に其悪氣の此方より指て自然
の山事のあるありて故に西戎より皇國に仇あつて來
時と神の本國ありて故に神の御綾威を振ひ給ふて元々
てよて鬼門に向ふ崇をも受て勝つこと能はざるを皇國
より彼國を伐つて祀りて決りて勝つこと神の御護あるのみ
ありて此方の氣を背負ひて向ふことこの幸とあるれ
ば其も邪鬼ども心の祐くるか非ざることも自然
然るべき理あり故に皇國より東北の方を事向てとさ
も益あること少く彼方の國より仇を來るは有れど
志ありて犯す受るは此理を思ふべし此方家國の端
の鹿嶋神宮香取神宮息洲神社と三社立給ひて鬼逐は
方を守り給ふ趣あるも徒あるは記出さず。孰く思惟
し。西川如見が水土考の謂ゆる南阿米理加國の東北
地而海船之往來常妖怪事甚多故に鬼島然則良地者
實鬼神聚會也。雖然鬼島者凶惡之水上故に鬼魅集于此

○

○十七

日本中正之水土故神明會于此最不可疑焉云云然
 有るが多有は其を逐ひしりし鬼等と底依の異國に子散避
 て此方にも然る悪き島にもあるは其は豊香
 嶋の坐は大神の全体此御灵香取宮の坐も荒御灵と通
 ぬ依こ也前論する如くお依の息洲神も社傳記の岐神
 に見るは此神を嚮導と志て邪鬼を逐ひ給へる古傳
 小符ひて通すれば不也。但し後か其説を立ふかと聞
 戸土神といふ榜を立ふり。此も息と云ふりの附會ある
 べし。或説み往吉三前大神を祭りてふだとも云
 されど此社傳記の古説の從ふべき支あり但し彼記
 の岐神を塩土老翁の一名のごと云ふ説も非あり抑こ
 社の鹿島宮の構社として祭れを鹿島宮に勤めて
 社傳記の遙宮ともあり式も我れ法ど鹿島宮香取
 宮の鎮座の後に立給ふりと思ふに其履中天皇の
 御世の鎮座の云も信られぬ事あり甚く古びたる

社ある故。西行法師も此を鹿島と思ひ誤れり。と聞え
 て撰集抄の治承の比常陸國鹿島明神の参り侍きり御
 社の南向の待り前も海後と山を侍り社といらるを並
 べ。回廊軒をきり。前も塩とみさせ。御前の端板も
 海あり。息の風景あり。或各の云ふるが如く伊勢大神
 宮の参りて。何支のおもし坐らると詠る。伊勢大神
 物を知らぬ法師。何支のおもし坐らると詠る。伊勢大神
 を所の者。於使須とも云を思へ。下總國の沖洲の美
 息洲村と云の海辺あり。此社の前あり。海に立ち
 鳥居の左右は潮の瀆りて。男瓶と女瓶と稱ふ。二の奇しき
 石あり。其の曇る時見え。男瓶の径一丈餘あり。銚子の
 形あり。其口とおろしき。所の溝あり。中へ窪みて。銚子の
 形あり。其口とおろしき。所の溝あり。中へ窪みて。銚子の
 神の銚子の土番あり。云。此石満潮の二尺三寸あり。
 于写の現。其銚子の中。素水あり。潮の味あり。是
 を恐塩井の水と云。石瓶塩水尋常。汽水出無鹹味。外海浪
 井入海諸島井。込在石瓶塩水尋常。汽水出無鹹味。外海浪

不混誰敢疑之塩満てみる免少く成ふり息柵の筒井
浪の沈いてはあり鹿島香取息柵と鼎の三足は如く三
里むり語つては放れて舟の行きの便善なるを三社参
りては語つては人多くは行きて息柵より一里むり東
の日向川と云ふ所ありは古息柵といふ地あり息柵
神社と云ふと此所ありは其処の瘴無川と云ふあり少
き入江のて彼女瘴男瘴のありは其処の瘴無川と云ふあり少
せり其瘴無川を俗に云ふは川と云ふは土人の語りき
○因に記に人の普くも知ざる瘴ありは此所の川辺あり
る下櫻井村の大河中にも男瓶女瓶と云ふあり息柵の
見ると水底の砂の半埋れ見ゆれば古代人の息柵の
むと知らむと思ふ堅石ありは櫻井の代人の息柵の
張立し其如き一面の堅石ありは櫻井の代人の息柵の
見ゆれば其平石の生付てありは水底の彼瓶より見ゆれば
見ゆれば形尋常の瓶と云ふ物ありは似たりは同国猿田御猿
田村ありは猿田彦神社一詣りては浦と云ふありは正督が語り
礼の出坐の処ありは此浦の海底にも男瓶女瓶ありは潮比

引する時みよよく見ゆと云ふは此と直に見ざればも
其状もあらば柳此辺の水底の片の多うる事あり
うあり考へては後、はて此神宮を修造し給ふ事始と
風土記の淡海大津朝初遣使人造神之宮自爾已來修理
不絶とあり。淡海大津朝と云ふ天日本紀畧の弘仁三年六
月辛卯神祇官言往吉香取鹿嶋三神神社隔北箇年皆改
作積習為常其弊不少今須除正殿外隨破修理永為恒例
許之と云ふは其古くは攝社末社の諸殿までも皆改作
られしを是時かく定給へりあり延喜式も凡諸国神社
隨破修理但攝津国住吉下總國香取常陸國鹿嶋等神社
正殿二十年一度改造其料使用神稅如無神稅即充正稅

と有は其定の依らばしあり。又是より先の清和天皇紀
の貞観八年正月二十日。常陸国鹿嶋神宮司言。鹿嶋大神
宮。惣六箇院。二十年間。一加修造。所用材木五万餘枝。工夫
十六万九千餘人。料稻十八万二千餘束。採造宮杖之山。在
那賀郡。去宮二百餘里。行路嶮峻。挽運多煩。伏見造宮杖木
多用。栗樹五千七百三十四株。望請付神宮司。命加殖兼齊
守。大政官處分依請。と云。こゝに也見と云。栗木を栽せしむ。
故の是を多く用とる。和名抄。那賀郡に鹿嶋郷あり。由
有げあり。彼社例傳記。鹿嶋神の春日山。坐此時
の中臣連時風。秀行といふ二人。供奉す。く。大
人。焼栗を給ひて。汝等が子孫。栗をく。此焼栗生長
むとて。賜るを。国の持下りて。植る。お生長。れ。其
り。中臣植栗連といふ。其所を。小神野と。栗林。里と。

云とある。元明天皇紀。和銅二年六月の下。殖粟。物部
名代。賜姓。殖粟連。と。稱徳天皇紀。神護景雲元年三月。
幸茶師寺。放奴息麻呂。賜姓。殖粟連。と見え。姓氏錄。左京天
神部。殖粟連。大中臣。同祖とある。を思ひ。此の文を混り
して。語り傳へ。と。説あるべし。和名抄。山城。国久世。東
郡。の殖粟郷あり。今も栗林村と云あり。或人いへり。東
鏡。建久四年五月朔日。頼朝遣右衛門尉八田知家。於鹿
嶋。促神宮造改之功。限以七月十日祭以前。鹿嶋大神宮祭
月十日。大宮祭。不奉備。神供。三韓退治之大神事也。委細者。
有餘之文段。云とある。祭を云あるべし。鹿嶋宮人。此條
時。鄰云。御軍祭と稱ふ。七月十日の夜。祢豆神主。樓門
の前。立列あり。其時。神戸の民。町この者。群集。て。青竹の
葉。の火と。し。小挑灯を。幾つとも。あ。く。造付。とるを。
手。毎。り。ち。鯨波の。色を。あげ。て。推寄。來り。こ。れ。算。と。ふ。
て。一時。は。焼。あ。げ。と。る。を。い。甚。お。ま。し。記。す。し。外。大
宮。司。大。祢。豆。も。大。小。の。神。劍。を。抜。て。捧。ぐ。と。し。神。宮。より。里
人。あ。至。る。ま。て。男。も。太。刀。劍。を。ぬ。き。女。は。鎗。長。刀。の。鞘。を。も
づ。して。篝。の。火。影。小。打。と。さ。に。あり。云。日記。に。神。功。皇后

○

○二十

三韓征伐のをり大神御行まゝくして王船を助守り給
ひ平らぐの順和をばりて帰陳ありしうむ應神天皇の
御宇より此祭を行ひ來りし由三つせり俗に三韓退治
の算ありと云へり大神の王船を助守り給ふことと
詞林采葉藻塩草宇佐八幡縁起 鹿嶋社古來二十年一度
太平記などに見ゆといへり
改造安元二年造改之後去年滿二十年頼朝命多氣義幹
伊佐為宗小栗重成等知經營事諸司怠慢不就功故今及
此七月三日小栗重成俄發狂病頼朝命馬場資幹代重成
とも見えとて中昔より國司の修理も事とありて
新任國司必宮を造る前司の造所ハ新司
改任の時壞棄し由明月記文曆二年園大曆文和二年春
日驗記など合せ見て知べし中臣系因よ造鹿島宮使六
位兼善造鹿島神宮使從六位上時來など見えとるハ何
凡の御代のこととありむ其後慶長十年に至りて東照
宮御信敬深く内しノてめてとく御造營あり又元
和四年台徳院殿のしとくも改め造らせ給へりと此條

時鄰い ちて此大神を御あしらひ坐る趣也内藏寮式
鹿嶋香取祭と題して鹿嶋社宮司祢宜祝各一人香取社宮司
各一人物忌二人○今本二を一了作るも誤あり社別五
今も古本も下引く主税寮かよりて舉とて社別五
色薄絶各一丈安藝木綿二十枚盛褱料高布一段布綱三
條一條長一丈二尺二條各
長五尺廣六寸已上官物明櫃二合調布二丈
二條祢宜人別絹一匹物忌人別夾纈帛淺緑帛各三丈已
寮紫纈帛三丈縹帛六尺絹一匹綿二屯宮司當色一領祢
宜祝人別當色一領社別雜給料絲二十絢
二宮御祭の時ふそ此宮司祢宜祝物忌等賜ふ物あり
まゝ同式ハ使等裝束藤原氏六位已下一人寮史生一人

賚幣夫二人。使料當色一領。夾纈紅。臈纈支子帛各一匹。中
絲帛二匹。調綿二十疋。細布三端。已上官物。淺綠綾。淺綠帛。各一
匹。已上寮物。史生當色一領。絹二匹。調綿六疋。曝布二端。賚幣夫
別衫一領。料紺。調布二丈。布帶一條。長八尺。已上官物。使等上道日。
錢料錢一貫文。右其使名簿前二月春日祭二十日。大臣下
當官寮差點。史生申官預。褻備幣物。其使等當日賚幣寮
向國。とありて。此も毎年此事あり。類聚符宣抄鹿島使事
官符。下總常陸兩國司學生正六位上藤原朝臣行葛内藏
史生從七位上秦公連校右為奉鹿島奪取兩社幣帛差件
等人充使。祭道如件。兩國承知依例行之符到奉行位右中
辨位右少史天曆五年正月廿二日。とあり。式お使と藤原
氏の六位已下一人内藏寮の史生一人。と有が如し。鹿島
使と稱入て。香取を預り。此も定められたる式あり。続本

朝文粹の藤原敦光朝臣の式部大輔の關を望了る時の
啓文。立后之後八社奉幣并鹿島奉幣。告文者先例大内
記所作也。上東門院御時式部大輔匡衡朝臣作之。准抄彼
例。中宮立后之時敦光所作也。云々。とあり。下引く大
鏡。新しき御門后大臣立給ふをり。奉幣使のあらは
立とあるを合せて。臨時の御使も。多し。事多し。れども
直に某使と云ふことを見えざるを。鹿島のを。直に鹿島
使と稱入るを思ふ。四くも同ゆる鹿島立と云ふこと。い
此使。不。免。ける人との言。初。る言。み。非。ざる。今。世。に
も。北。國。祭。西。國。祭。あ。り。帯。の。云。め。り。ふ。不。鹿。島。立
の。お。と。ん。今。一。の。考。あり。そ。と。下。の。云。べ。し。 仁明天皇
紀。承和十二年七月丁卯。常陸國言。依去年二月廿七日
符。補任鹿嶋大神宮權官司。庶務之勤不異。正任。而奉幣朝
使。只給正任當色。不給權任。祭礼之場同宮異色。望請。准抄。
正任。將預給例者。聽之。立為恒例。ふとも見えとて。記の康

○

〇三二

治元年八月の下、東鏡の寿永元年八月の下、寛喜三年五月の下、赤見えり、乃て此大神の国平の天降る給する時、御子神等、何まよ御て坐りて聞えて、ま於風土記の行方郡の香嶋神子之社と云、あり。社傳記の息栖之辰已有、天宮社、午子妃、云、是大神御子、東方守護云、自本社祭礼勤行之、と見え。此社と鹿島宮恒例祭事記の午子妃、宮を造宮、天宮社と云、ま、神遊之社と云、といへ、今、東鏡の羽崎村と云、ま、て、手子崎社と云、といへ、今、東鏡の石井の手児、葛、の、真間の手児、名、ふと、詠る手児、も、同く、昔、二の国、迎、り、て、子、を、稱、へ、る、名、ふ、り、今、ま、若、き、女、を、稱、ふ、此、の、く、得、ぬ、れ、を、未、ふ、つ、女、子、を、稱、ふ、と、云、り、然、れ、バ、未、子、の、波、を、省、り、る、言、の、ま、有、り、る、乃、て、此、の、神、の、社、を、東、方、守、護、と、清、和、天、皇、云、へ、て、姫、神、あ、ら、ら、の、勇、功、り、り、し、神、と、ま、き、二、の、清、和、天、皇、紀、の、貞、観、八、年、正、月、二、十、日、常、陸、国、鹿、嶋、神、宮、司、言、大、神、之、

苗裔神三十八社。在陸奥國。菊多郡一。此郡和名抄の式見考べき由あり。磐城郡十一。鹿島神社と云、一社あり。標葉郡二。式あり。鹿島神の御子神あり。此郡八座あり。中、宇多郡七。式あり。此郡八座あり。伊具郡一。式あり。二座あり。何ま、高彦神あり。宮城郡三。式あり。二座あり。鹿島天足和氣神社あり。乃、比、氣、神、杜、鹿、島、緒、一、社、多、記、也、郡、あ、ら、る、が、後、の、地、の、宮、城、郡、三、式、あり。治、一、社、多、記、也、郡、あ、ら、る、が、後、の、地、の、宮、城、郡、三、式、あり。社、の、多、記、也、郡、あ、ら、る、が、後、の、地、の、宮、城、郡、三、式、あり。志太郡一。式あり。鹿島神社あり。小田郡四。式あり。二座あり。香取伊豆乃御子神社と云、あり。乃、鹿、島、御、子、神、社、と、云、あり。乃、鹿、島、御、子、神、社、と、云、あり。乃、鹿、島、御、子、神、社、と、云、あり。乃、鹿、島、御、子、神、社、と、云、あり。

〇

〇二十五

ア、さて此言上し、諸郡の外、信夫郡、鹿島神社、栗原郡、香取、御児神社などあり、然れど鹿島の云々、社あり、御子なる有べく、漏れて式外れる有べし、聞之、古老曰、延暦以、往、割、大神封物、奉幣、彼、諸、神、社、弘、仁、而、還、絶、而、不、奉、由、是、諸、神、為、崇、物、怪、寔、繁、嘉、祥、元、年、請、當、国、移、状、奉、幣、向、彼、而、陸、奥、國、称、無、旧、例、不、聽、入、關、宮、司、等、於、關、外、河、辺、被、棄、幣、物、而、歸、自、後、神、崇、不、止、境、内、早、疫、望、請、下、知、彼、國、聽、出、入、關、奉、幣、諸、社、以、解、神、怒、其、幣、料、用、大、神、封、物、依、請、と、有、り、桓、武、天、皇、紀、の、延、暦、元、年、五、月、壬、寅、陸、奥、國、言、祈、禱、鹿、島、神、社、討、撥、凶、賊、神、驗、非、虛、望、實、位、封、勅、奉、授、勲、五、等、封、二、戸、と、ある、何、れ、の、神、社、な、ら、む、此、御、子、神、と、ち、は、天、上、の、還、昇、を、給、ふ、時、の、悉、帥、を、昇、給、ひ、け、む、を、姓、氏、録、河、内、國、未、定、部、の、倭、川、原、忌、寸、武、甕、槌、神、十、五、

世、孫、彦、振、根、命、之、後、也、と、ある、は、其、御、子、神、の、中、の、此、國、に、坐、け、る、間、の、生、給、す、る、御、子、の、後、ある、傳、し、未、定、の、中、に、錄、の、還、り、坐、る、神、の、末、と、云、を、不、審、み、て、の、事、ある、べ、し、此、倭、川、原、と、存、明、天、皇、紀、の、飛、鳥、河、原、と、ある、河、原、と、命、と、あ、ら、は、高、市、郡、あり、彦、振、根、命、と、矢、作、連、布、都、努、志、乃、命、之、後、也、と、も、見、え、及、び、此、姓、の、こ、と、は、第、百、十、三、段、の、傳、に、矢、作、村、と、云、が、あ、り、け、り、今、香、取、の、神、領、の、内、に、由、あり、げ、あり、け、り、此、大、神、の、神、威、を、振、ひ、給、す、る、事、此、物、の、見、え、は、神、武、天、皇、紀、の、高、倉、下、命、に、庫、頂、を、穿、ち、て、御、灵、の、御、劔、を、落、し、入、れ、て、天、皇、の、献、を、給、ひ、て、惡、神、を、平、志、免、給、へ、る、は、と、風、土、記、の、崇、神、天、皇、御、世、景、行、天、皇、此、御、世、の、ど、の、畏、き、御、識、あり、し、事、は、其、卷、と、し、奉、記、れ、た、此、

小云也。東鑑云。治承五年三月十二日戊子。源賴朝懼諸國未服從。祈諸神祇。今日先以常陸國塩濱大窪。世谷等地。奉鹿嶋社命。鹿嶋政幹為摠追捕使。養和元年十月十二日乙卯。賴朝以常陸國橋郷奉鹿嶋社。是神能守護武家也。壽永三年正月廿三日癸丑。常陸國鹿嶋社。祢宜等使告。賴朝曰。去十九日社僧夢。明神為追討。木曾義仲。平宗盛等。赴京都。其明日戊。討黑雲覆宝殿。四面俄暗。御殿震動。鹿鷄為群。頃之黑雲西行。雲際有一鷄。人皆見之云。賴朝聞。延出湯殿前庭上。望拜鹿嶋社方。當是時。京師鎌倉雷鳴地震。是月二十日。木曾義仲為東兵。所射殺。二月七日平宗盛為源

範賴及義經等所破。一谷城。赴南海。文治三年十月廿九日丙申。賴朝以敬常陸國鹿嶋社。異他社。故命木國奥郡。充每月神膳料。扱百十石云。此年の四月改元あり。元暦元年といふ。十二月廿五日の処。小鹿島社。神主中臣親廣親盛等依。百參上。今日參營中。賜金銀祿物。刺当社御寄進之地。永停止地頭。非法一向可。令神主管領之旨。被仰念。是日來捧。御願。昏抽。丹祈。給之處。去春之比。現嚴重。神變。御之後。免仲朝臣伏誅。平内府又出。一谷城郭。敗北。赴四國。託。依。ま。建久二年十二月廿二日。子尅。常陸國鹿嶋社。鳴動如大地震。聞者驚耳。是為兵革并大葬。兆之由。祢宜中臣廣親所註申也。幕下有御謹慎。則以鹿嶋六郎被奉神馬云。云。あど見え。了。按。此。明年三月。河上皇崩御。せり。大葬。兆。と。是。あり。常。は。此。大神。祈。陸。卜。部。が。龜。卜。の。ト。い。て。を。知。り。ル。也。

○

〇三十五

了。劍術の奇なる術。馬に乗る術を受賜て。或は
 香取大神の禱りて。鎗術の妙ある術を受奉りたる人等の
 有し。神世の由緒を思ふ。最も尊事ありけり。古く
 神の神官の國摩真人と云し。大神の祈りて御教をう
 け。一太刀の術を授けり。神劍の形。ふらひて刀を作て世
 の傳へし。乃座主吉川氏。六十八條。此劍法を傳へ。永祿の頃
 の塚原ト傳と云し。人吉川氏より出て。塚原氏を破ぎ。名
 を高幹といへる。千日の間。神宮の妙理をさし。祈れり。神
 託ありて。傳へ來れる。一太刀の妙理をさし。祈れり。神
 と名。名直と云。香取神宮の祈り。長刀の妙あり。術を悟
 此層を授け。心給ひ。是より其名天下に耀り。術を悟
 了。大坪左京亮直亮といひ。明德永の頃。上總國大坪村に
 了。大坪左京亮直亮といひ。明德永の頃。上總國大坪村に

中。御教をうけて。鞍鐙を作る法より。馬に乗る
 術の妙ある術を受奉り。其術を鹿島流といひ。後
 傍より大坪流と唱へ。其後。鹿島流と唱ふ。鹿島神
 是あり。此人の作法。鞍鐙の神作と唱ふ。鹿島神
 よ。傳受する作法。鞍鐙の神作と唱ふ。鹿島神
 來記。武藝小傳。世事談ふ。始に鹿島の事と見ゆ。瑞
 中の要とある所。摘て記せるあり。鹿島大神宮。瑞
 記といふ物。寛文年中。神座主吉川直常といふ人。年
 此弟子といふ。劍術の奥儀を授け。其の内に一人。俄
 狂亂し。煩ひ。夢に汝。觸穢の障あり。此瑞驗記といふ
 物。此大神の灵。幸て坐る事なく。凡て此瑞驗記といふ
 ぐ。集め記せる物。あれを見る。○鹿嶋連。此姓の出
 自は。天兒屋根命より出。斯て是。氏人。此大神宮
 小仕奉る。起原を稽ふ。風土記。崇神天皇の御世
 小。大坂山の頂。大神の御形を現し坐。大坂山と。大

大坂山と。大
 和國

か^ハ在 我ガ御前也。中臣神聞勝命命治志^{チカ}免給^{タマハ}り。天^{アメノ}児屋^{コノヤ}根命^{ネノミコト}よりハ食國^{イキクニ}平^ヘ地^チ大國^{オホクニ}小國^{コノクニ}の事依^ヨし給^{タマハ}る。と御^{ミコト}識^シせみ当^{タウ}たり。何^{ナニ}し時の種^{タネ}く此物^{コノモノ}とも。神宮^{カミミヤ}も奉^{ホウ}りて。祭^{マツル}り給^{タマハ}りて。又^{マタ}此事^{コノコト}と通^スえぬ。あ^アな^ナ此^{コノ}故事^{コト}も崇^{ホム}神^{カミ}天皇^{アメノミコト}卷^{マク}の採^{ツク}て文^{フミ}し然^{シカド}思^{オモ}ふ由^ユは同記^{ドウキ}の景行^{ケイコウ}天皇^{アメノミコト}の御世^{ミコトノヨ}の彼^{カノ}神聞勝命^{カミミヤノミコト}の子^{コノ}久志^{キウシ}宇賀^{ウカ}主^{ヌシ}命^{ミコト}此子^{コノ}大鹿嶋^{オホシカシマ}命^{ミコト}の子^{コノ}中臣^{ナカノミヤ}巨狭山^{オホサカヤマ}命^{ミコト}と云^{イハ}ふ。神宮^{カミミヤ}の仕^シ奉^{ホウ}りて事^{コト}見^ミえぬ。此^{コノ}命^{ミコト}の神聞勝命^{カミミヤノミコト}の曾^{ソウ}景行^{ケイコウ}天皇^{アメノミコト}卷^{マク}の採^{ツク}て文^{フミ}を成^ナすれども彼^{カノ}卷^{マク}を見て知^チべし。父^{チチ}命^{ノミコト}の名^ナを大鹿嶋^{オホシカシマ}命^{ミコト}と云^{イハ}ふ。はやて地名^{チナノナ}を名^ナの負^{オシ}ふるなり。然^{シカド}ま^マ神聞勝命^{カミミヤノミコト}を奉^{ホウ}れるは疑^{ウタガハシ}有^{アル}ま^マじく覚^{サト}也^{ナリ}。今^{イマ}の大^{オホ}宮司^{ミヤノミヤジ}の家系^{イヘノケイ}の初^{ハジメ}祖^{ソノ}と巨狭山^{オホサカヤマ}命^{ミコト}の子^{コノ}巨狭^{オホサカ}狭^{サカ}初^{ハジメ}は奉^{ホウ}れるは疑^{ウタガハシ}有^{アル}ま^マじく覚^{サト}也^{ナリ}。

山^{ヤマ}命^{ノミコト}と云^{イハ}ふ人^{ヒト}ある由^ユ見^ミえ。上^{ウヘ}は豊香嶋^{トヨカシマ}宮^{ノミヤ}下^{シタ}は引^{ヒキ}りて。風^{カゼ}土^{ツチ}記^キ文^{フミ}の孝^{コウ}德^{トク}天皇^{アメノミコト}御世^{ミコトノヨ}己酉^{キウ}年^{トシ}の大^{オホ}乙上^{ヲノヘ}中臣^{ナカノミヤ}子^{ノミコト}大乙下^{オホヲノヘ}中臣^{ナカノミヤ}免^メ子^{ノミコト}れど云^{イハ}ふ人^{ヒト}は摠^{サト}領^{リヤウ}の申^{ウケ}行^{ユク}以^{モツ}て。神^{カミ}郡^{ノコ}を置^{オケ}法^{ホウ}を思^{オモ}ふ。其^{ソノ}裔^{ノヒト}の蕃^{ウマ}息^{ノヒト}れみ。神^{カミ}宮^{ノミヤ}を拜^{イハヒ}祭^{マツル}れる人^{ヒト}く聞^キゆ。天^{アメノ}智^チ天皇^{ノミコト}紀^キの常^{トコノ}陸^{リク}国^{クニ}中^{ナカ}臣^{ノミヤ}の中^{ナカ}の先^{マヒ}祖^{ノソノ}兒^{ノミコト}屋^{ノヤ}根^{ノネ}命^{ノミコト}とて。次^{ツギ}に傳^{ツタ}はれる。事^{コト}持^{モチ}分^{ワケ}て。仕^シ奉^{ホウ}る族^{ノウヂ}を。卜^{ウラ}部^{ノベ}と云^{イハ}ふ。是^{コノ}亦^{モト}い^イは多く。在^{アリ}ル。上^{ウヘ}の件^{ノツギ}の事^{ノコト}も凡^{オソク}て六^{ムウ}十^{ジュウ}見^ミべし。聖^{セイ}武^ブ天皇^{ノミコト}紀^キの天^{アメノ}平^ヘ十八^{ハチジュウハチ}年^{ノトシ}三月^{ノサキ}常^{トコノ}陸^{リク}国^{クニ}鹿嶋^{シカシマ}郡^{ノコ}中^{ナカ}臣^{ノミヤ}二十^{ニジュウ}烟^{ノヘ}占^{ノシ}部^{ノベ}五^{イツ}烟^{ノヘ}賜^{タマハ}中^{ナカ}臣^{ノミヤ}鹿嶋^{シカシマ}連^{ノムスヒ}之^ノ姓^{ノナリ}。と仰^{オホス}る。其^{ソノ}家^{ノイヘ}これ多^{オホク}有^{アル}し。知^チ信^シし。持^{モチ}統^{トウ}天皇^{ノミコト}紀^キの鹿^{シカ}島^{シマ}臣^{ノミヤ}と云^{イハ}ふ。鹿^{シカ}見^ミえ。此^{コノ}程^{ノヘリ}ハ。鹿^{シカ}。

〇 〇三十七

コレ何ニ見テハカ
三代格ニミエス

島姓を賜くばり程あり。光仁天皇紀の宝龜十一年九月丁酉、授常陸国鹿嶋神社祝正六位上中臣鹿嶋連太宗外從五位下と見え。三代格の大政官符の鹿嶋の神宮寺云、宮司從五位下中臣鹿嶋連太宗大領中臣連千徳等与修行僧滿願所建立也。今所有祿宜祝等是太宗之後也。あれむ此、太宗三年八月の官符の神宮司從八位上大中臣朝臣廣年解你去天平勝宝年中修行僧滿願始建件寺奉寫大般若經六百卷四画佛像住持八箇年神以感念而満願去云と見え。大徳云と云く人清和天皇此、貞觀十七年三月の東鑑建長二年八月の御覽に悲しきや延宝の頃の大宮司則直と云く人神誠なる功しき人あり。満願僧かこく社例傳記に神宮寺万卷上人建立三十間之綱堂以鴛瓦葺本等丈六之觀迦

如來、照立有十一面觀音并弥勒并建立後經三百八十年、堀河院嘉保元年卯月夜半雷火飛來堂社仏閣一字不殘燒也。古今回録之大災也。故嘉承元年本等脇立共神主則景造立云、満願上人出当社氏人之中或出菩提根足柄郡云、其各云、京仁毎日方廣經一万卷讀誦之故云、万卷天平宝字年中順礼箱根山建立之七十餘歳山住神宮寺直堂有木像と見え。凡此僧ハ東國人を經りて此彼の九か、神社を仏子攪乱せる效僧あり。仁明天長二年中臣鹿嶋連貞志願得度許之あり。皇紀の天長十年四月丁丑、授常陸国鹿嶋大神祝外從八位上勲八等。中臣鹿嶋連川上從五位下とも何ぞ。大宗川と今、大宮司の臨時祭式の下總国香取神宮司常陸国鹿嶋神宮司准從八位宜並以封戸物充之。鹿嶋社宮司祿宜祝各一人。物忌一人。鹿嶋奉幣條の宮司當色一

○

〇三十八

領祿宜祝人別當色一領。雜給料絲二十約。と見え。明天皇
紀承和十二年秋七月丁卯常陸国言依去年二月廿七日
符補任鹿島大神宮權官司度務之勤不異正任而奉幣朝
使只給正任当色不給權任祭礼之場同官異色望請准批
正任時預給例者聽之立為恒例と見えしり。
符宣抄の太政官符式部省從六位下大中臣朝臣好香右
左大臣宣奉勅件人宜補任鹿嶋神宮司大中臣兼相死關
之替者省宜承知依宣行符到奉行天曆元年七月十六日
由大政官符常陸国司正六位上大中臣朝臣元鑿右去
年十二月十三日補任鹿嶋宮司畢國承知一事以上依例
今執行符到奉行長保元年二月廿八日。れ不敷所見之
見嵯峨天皇紀の弘仁十一年八月甲子令常陸国鹿嶋

神社祝祿宜把勢あど見也。三代格貞觀十年六月大政官
得神祇官解你檢案内住吉平岡鹿島香取等神主并祝祿
其皆是把勢自餘神社未預此例祭礼之日拱手從事望請
三位以上神社神主并祝祿宜等同預把勢以増神威謹請
官裁者右大臣宣奉勅入色者依請云々と云こしと云之
桓武天皇紀延曆九年六月丙辰の所の制常陸国鹿
嶋神社越前国氣比神社能登国氣多神社豊前国八幡神
社等官司人懷競望各祿譜策自今以後神祇官檢日記常
簡氏中堪事者擬補申官と何を以ても勢有しこと知
らる。是らを思ひ通して古く彼神宮司を御會釈ませる
趣を辨ふ情し。か不国史類の昏ども東鑑その他の昏等
は事多しれん。今以て玉葉寛喜元年五月一日條の二條
○二十九

中納言來申。香取神主問事。當時神主本流中臣也。助道者
大中臣也。鹿嶋神主餘流也。而康治之頃。中臣氏無其仁之
時。掠申子細。拜任後。三代雖似相統。中臣氏互相交補也。就
中助道三度補之。其治總六箇年也。祢家祢不吉。加之長者
之始。近例多改補之。尤可被改。仰放當流之習。以嫡子補大
祢宜。以次男被補神主。仍二男無其仁云々。とあるは。批也
也。香取神宮の神主も。此氏人とて別とる家ありけり。然
るに今は。經津主神の御裔あり
と云由あるも。傳はる事あり也。

神大月
次新嘗
遷奉
臣氏神社
平岡太神
天皇和銅二年
也。と云。平岡大神
申し。姫神とは。其
坐。由あり。然るを
後。四御殿。姫大神
唯ふ。けれど。此字伊勢
○三十

○春日社也。神名式云。大和國添上郡。春日祭神四座。並

遷奉。奉此の多り。其は此四座のこと也。神宮雜例集云。中

臣氏神社と奉て。鹿嶋神宮。坐常陸國鹿島郡。香取神宮。坐下總國

平岡太神。坐河内郡。相殿。姫神。此神者。伴三所明神。神元明

天皇和銅二年己酉。都在奈良京之時。近奉崇。居春日御社

也。と云。平岡大神とは。上の注せる如く。天兒屋根命を
申し。姫神とは。其。后神あり。三所明神。神殿内。相住給。と云。
坐。由あり。然るを春日社記。の神座の順。右と同一也。
後。四御殿。姫大神伊勢國大神宮とあり。四御殿と云。は。ハ
唯ふ。けれど。此字伊勢國大神宮と云。は。ハ。いみじき非言

あり。此も伊勢大御神ありむり。下引く御紀の文
み平岡比賣神と申す。才殿の末座に坐す。位階
も中より昇く。坐す。何と解く。殊に伊勢大御神へ
は決めて位階を奉り。例あるをさへ。此は
嘉祥あり。二十社注式。外の各とも。其れ春日社
神を伊勢大御神と爲す。多うれども。其れ春日社
記を伊勢大御神と爲す。多うれども。其れ春日社
て論ふ。足らぬ。然るに。平岡太神と申せとも。上
み擧し。河内國枚岡神社より直に移し奉る。おは非
更。此社の神と。香取神とを。鹿嶋は古く在る。中臣氏
其処に移し祝ひ。鹿嶋大神と三社を。鹿嶋三所明神と
稱して。氏神と斎とす。藤原氏に京に住りて時久く。就
て。は。其鹿嶋三所明神と申せる神等を。近く移して。京
北氏神と祝ひ。ふむ有る。其れ上の豊鹿嶋宮の所

引て。風土記。孝徳天皇に御世。中臣子。中臣部。免
子と云し。人し。神郡を置し。事を云。其処。有。天之
神社。坂戸社。沼尾社。合三社。総稱。香嶋。天之大神。と
戸社。沼尾社。鹿嶋社。例傳記。坂戸宮。天。兎屋根。尊。是。則
河内國平岡太神也。日。神籠賜。天。磐戸之時。以此。御神之謀。
開賜。磐戸。當社三所大明神。奉。崇敬。之。沼尾社。經津主命。是
則香取大神也。此神始。天降。鹿嶋。後御坐。下總。神崎。其後垂
跡。香取。云。當社三所大明神。奉。崇敬。之。と。何。凡。土。記。合。三
島。天。之。大神。と。ある。合。三。符。へ。り。常。陸。風。土。記。近。き。頃
世。了。頭。の。口。傳。を。の。記。せ。り。と。見。ゆ。る。の。實。の。傳。熱。符。不。物
あ。る。と。此。も。も。と。悟。り。つ。べ。し。神。道。集。も。鹿。島。三

○

○三十一

所者沼尾酒戸といへり。侍て神崎と云ふ古社あり。謂河のさし出しの崎よて神崎神社と云ふ古社あり。謂るナジヤモジヤノ木と云名高き大木のあり。此を決めて陽成天皇紀に見えり。小松神あり。其祭神ハ香取神と少毘古那神と云ふ。思ふ由あり。既ニ亦九十四段。委曲く辨ずるを見べし。其式ハは載されぬ。坂戸神社と云ふ坐し。沼尾神社と云ふ坐あり。此二社も今も大宮の如きて崇敬奉て合せて鹿嶋三社と申あり。坂戸としも云ふ其ハて參りぬ云。了り也。沼尾と云ふ凡土記。其社の南郡家北沼尾池。古老曰。神世自天流來。水沼所生。蓮根味氣太異。其絶他所有。病者食此。沼蓮。早差。驗之。射經。多住とある。沼の丘なる故也。夫木集。光俊朝臣。沼の尾の池。竹玉水神代よりし。えぬ。深き誓あり。むと何りて。此哥も康元元年十一月五日。鹿島社にまうで。次ニ宮めり。志侍り。沼尾社と云ふ池のさし。いさ。死よく見えて。神代。空より水く。りて。思ふも有が。し。蓮の生て。服

まるもの不老不死あり。と風土記に見えり。今ハなき古こと。ふむ侍り。る。と。り。今ハ其沼の跡。芝原ありぬ。い。惜。然れば。経津主神も。健御雷神と。一體ハの分ハ身ハぬる故。香取宮よて移し祭り。天兒屋根命。中臣部此祖神な故。平岡社より移し祭り。む事。と。く事情を思ひ通し。是則平岡大神也。是則香取大神也。と。断ハぬる。思ひ合せて辨ふべし。さて然。禰。了。ること。と。遠く。奉り始。り。程。よりの事あり。べし。其。上。り。引。る。凡土記。孝徳天皇の御世。神郡を置。る。支。み。其。処。有。天。之。大。神。社。坂戸社。沼尾社と云ふ趣。よ。て。も。か。く。て。後。み。沼尾坂戸。甚。古。く。在。り。と。い。知。ら。れ。り。二社の神を。ま。香嶋宮。合祠。れり。と。聞。えて。今。相。殿。の。右。の。経津主命。左。の。天兒屋根命。坐。ま。して。今。は。三。座。あり。

少と。但し神名式より、幾座と無く、名神祭式にも、鹿島神
 宮一座と見え、健御雷神一柱と坐り、社傳記にも、
 相殿神の坐と云、今相殿の武甕槌命、天兒屋根命、
 一座とあれど、今相殿の武甕槌命、天兒屋根命、
 志坐て、三座なりと云、鹿島宮に坐りて、
 内国枝國神社に、式に四座とあり、
 賣神と元より坐せし、健御雷神と、
 春日社より坐せし、春日社へ遷る、
 四座なりむら、此社を春日社と遷る、
 べく鹿島社より遷るべく、非ねどあり、
 祈する事は、京なる氏に、
 氏に氏神と云、流が、
 於題して、都在奈良京之時云、
 公廷に御擧と、
 此大臣の生れ給へ流と、
 常陸国なれど、
 彼処の鹿鳴と云

所か、氏に御神を住し、
 書、色葉字類抄、
 高市郡の人とある、
 かと、鹿島と云、
 上、鹿島の、
 言し、一、
 奉れる、
 也、
 御門、
 鎌足公の代を、
 任、
 公の子史公の御女を、
 給、
 大凡世、
 所か、氏に御神を住し、
 書、色葉字類抄、下学集、
 高市郡の人とある、
 かと、鹿島と云、
 上、鹿島の、
 言し、一、
 奉れる、
 也、
 御門、
 鎌足公の代を、
 任、
 公の子史公の御女を、
 給、
 大凡世、

かその氏神あり鹿島三所明神ヲ奉幣使をまをし
立給ひりむ夏も信了然も有べき事ござりたり。御門
奈良みおはし坐し時みかし出たりしとて。大和国三笠
山みぬり奉りて。春日明神と名け奉りて。今み藤氏の
御氏神あり云く。と何ぞ。かしことかしを今み印本み
あり。今を屋代弘賢主の持し。是をもて。鹿嶋を程とわし
る。古写本み振りて引たり。とて。知られり。其年は雜例集
とて。春日山み振奉りたる。み。和銅二年と何る年なり。
然るを春日社記の他の物
み。和銅二年と何る年なり。然るを春日社記の他の物
年六月。鹿島大神御形を現し。白鹿み乘りて。神を鞭
とあり。中臣連時風秀行と云し。二人を御供みめして。三
笠山み移り給へり。とて。其途のなごり。事あり。何れと
記せるも。凡て妄説あり。その其事も。し。実あり。む。御紀
いさ。り。む。其事を記さば。と有べき。う。に。實あり。む。御紀
原氏の私わが。あり。し。故み。国史み。記さ。ま。ご。る。み。や。但

し時風秀行と云し。人み供奉れり。と云たり。と実あり
し。其れ今も春日社み。辰市大東とて。二人の神主たり
と。此時風秀行が。未あり。とい。む。り。け。れ。ど。焼栗を賜
り。を。殖。て。生。と。る。故。み。殖。栗。連。と。云。し。い。い。鶴。み。栗。り。て
供奉せり。と云し。信ら。れ。て。按。み。此。も。元。明。天皇。紀。和
銅二年六月の。下。み。殖。栗。物。部。名。代。賜。姓。殖。栗。連。と。見。え。稱
徳天皇紀。み。神護景雲元年三月。幸。某。師。寺。放。奴。息。麻。呂。賜
姓。殖。栗。連。と。見。え。姓。氏。録。左。京。天神。部。み。殖。栗。連。大。中。臣
同祖。と。あり。此。等。の。事。を。混。ら。し。そ。は。雜。例。集。に。上。み。引。る
て。作。り。設。け。し。る。説。あり。べ。し。そ。は。雜。例。集。に。上。み。引。る
傳文。み。次。み。聖武天皇。天平十二年四月五日。春日。御社。奉
遷。壽久山。御社。是。右。大臣。大。中。臣。清。万。呂。御。致。仕。篁。居。摸。津
國。嶋。下。郡。壽久。郷。之。間。住。家。近。所。奉。崇。也。と。見。え。清。麻。呂。公
皇の宝龜五年十二月七十歳。よ。て。致。仕。の。み。と。を。奏。さ。し
ふ。う。ど。も。詩。さ。り。ぬ。桓。武。天皇。即位。の。み。と。を。奏。さ。し
月の。再。び。請。て。七。十。七。歳。よ。て。許。さ。れ。延。暦。七。年。七。月。八。十
七。歳。よ。て。薨。ら。れ。し。り。然。れ。ど。致。仕。し。て。後。み。篁。居。を。へ。き

○

〇三十四

所と定の障り遷し置れし事あり。此も然も有べき事を
々し然れども文の趣ありて。紡はしく因りあり。津
國も元より。此氏人より緒ある。國も鎌足公不比等公
あども。彼処に菟居せられ。久き。此も前より鹿島三
所明神の御霊を分て。中臣氏神。奈良の春日山。社を
造り祝へる。御霊を分て。別て。須久山。社を建て。祝
ひ。祝へる。神名式。島下。郡。須久山。社。二座とあり。社
あり。後まで存れ。式。載。二座とあり。二座とあり。祭
も。鹿島香取。二神。一。座。とあり。平岡。二神。一。座。とあり。祭
も。山。遷。せ。る。年。雜。例。集。二。和。銅。二。年。と。あ。る。が。正。しく。
春日。社。記。了。神。護。景。雲。元。年。の。一。へ。る。が。誤。あ。る。こ。と。其。年
よ。了。二十。年。餘。り。前。の。清。麻。呂。公。の。寿。久。山。と。遷。せ。る。社。の。
今。の。存。り。て。須。久。山。社。と。神。名。式。の。載。ら。れ。る。こ。と。の。て。
明。あり。ま。す。是。は。就。て。按。ふ。と。和。銅。二。年。の。頃。と。不。比。等。公。
の。盛。ぬ。り。し。時。柄。あ。れ。ば。專。と。彼。公。の。心。と。出。て。春日。山。の。
遷。せ。る。の。ハ。非。じ。ら。ぬ。鹿。島。社。例。傳。記。に。左。大臣。長。手。公。藤。
原。氏。之。人。故。取。分。奉。行。云。と。い。ふ。り。然。れ。ば。長。手。公。の。て。
時代。少。し。後。れ。り。○。か。く。記。し。畢。て。後。に。思。ふ。が。北。
一。社。記。に。春日。社。と。與。福。寺。の。鎮。守。に。坐。派。彼。寺。の。山。背。の。

山科の在き大織冠の爲に建立あり。淡海公の時より遷
る。と云入元亨親昏の與福寺者。和銅三年三月藤原相不
比等。於和州平城建立之。何り。然れは雜例集の春日社を
遷せる年。和銅二年とあり。が。ま。れ。正。しく。也。が。考。
の。當。り。る。變。を。ま。す。其。次。の。孝。謙。天。皇。天。平。勝。宝。八。年。三。月。
も。わ。き。ま。す。也。

十一日。春日御社。奉。祭。鎮。於。伊。勢。國。度。會。郡。津。嶋。崎。也。是。宮。
司。從。五。位。下。津。嶋。朝。臣。子。松。所。申。請。也。と。何。也。大。宮。司。の。伊。勢。

司あり。是ま。前。の。春日。社。に。中。臣。氏。神。と。祝。へ。る。神。と。り。
の。御。霊。を。分。て。津。嶋。崎。に。社。を。建。て。祝。へ。る。由。り。て。津。嶋。氏。
も。上。六。十。段。に。注。せ。る。如。く。中。臣。氏。と。同。祖。と。い。は。れ。我。が。後。
住。む。伊。勢。國。子。遷。せ。る。如。く。申。請。し。公。定。に。請。白。せ。る。の。
大。非。更。大。氏。の。大。中。臣。に。藤。原。氏。の。公。定。に。請。白。せ。る。の。
む。然。る。は。津。嶋。氏。の。中。臣。の。小。氏。の。清。万。呂。公。の。
寿。久。山。へ。遷。さ。れ。る。文。に。津。嶋。氏。の。往。り。地。は。色。が。負。し。
る。は。津。嶋。崎。と。云。地。名。の。津。嶋。氏。の。往。り。地。は。色。が。負。し。
る。は。津。嶋。崎。と。云。地。名。の。津。嶋。氏。の。往。り。地。は。色。が。負。し。
官。符。移。立。離。宮。院。於。度。會。郡。湯。田。郷。之。時。伴。社。自。津。嶋。崎。奉。

○三十五

近鎮彼院西方也。干時祭主大中臣朝臣諸魚宮司中臣朝臣眞魚也。見也。但此父の諸魚誤あり。是より早く世にあり人あり。撰津志島上郡神廟條式外。春日神祠と出して。在東天川村。野田前島共祭祀とある。是は是らをも思通して。其氏人の。それ氏神を。これらに我が住む所へ移し奉れる。古は其故を辨す。いと古く中臣氏に鹿嶋神宮に仕奉れる時。本祖神なる枚岡神を。坂戸社の祝ひ。香取神を沼尾社に祝ひ。鹿嶋大神と三社を。氏神と志て祭らる。哉。春日山の御社に近し齋は。違有まじ祀事を曉依べし。香取神を健御雷神の分天児屋根命。健御雷命共。本系と。火産灵神より出て。親契のるべき由あり。相社あり。給へること。大神どち。同語あり。語の清濁を拘はる。皆うらむ。故氏神と云は。内

神といふ意にて。内の属する神のあり。親にて云ふ。稱あり。漢字の義を放れて。言の義を思ふべし。氏内同語あること。の義を。兒恭天皇。卷み。氏。然有は。お。春日神名。とある所。委く注みを見べし。鹿嶋香取。枚岡あり。社を。鹿嶋より遷せ。とは有れども。鹿嶋香取。枚岡あり。直に遷奉り。と云ふ。古書所見する。お。鹿嶋社傳記。春日社記。さ。鹿嶋大神のみ移り坐ると記せるを也。然るを公事根源。鹿嶋神三笠山に鎮座して。了。由。記されし。説。阿。お。然もあらば。春日祭。祝詞。鹿嶋坐。健御賀豆智命。香取坐。伊波比主命。枚岡坐。天之子。八根命。比賣神。四柱能皇神等。能廣前仁白久皇神等。乃乞賜比能任爾。春日能三笠山能。下津岩根尔。宮柱廣知

立。高天原爾千木高知兵。天之御蔭。日乃御蔭止定奉。立。と
向る。乞賜比能任爾といふ文は、いふかと言ふ。此社を。
公とて祭を給ふこと。成し。此山を遷せる年。は。
遷。小後の事ありし。は。三年始。行。祭。仁明天皇。嘉祥
社。子。始。めて。祝。へ。る。和。銅。二。年。より。百。四。十。二。年。後。あり。桓
武。天。皇。紀。元。延。暦。二。十。四。年。二。月。庚。戌。の。処。小。聖。体。不。豫。典
闈。建。部。千。継。被。克。春。日。祭。使。と。あり。て。此。嘉。祥。三。年。より
四。十。三。年。前。ふ。れ。ど。是。時。ハ。聖。体。不。豫。又。は。て。臨。時。の
御。祭。あり。し。と。聞。え。し。此。後。の。天。皇。紀。元。負。規。元。
年。二。月。丙。申。春。日。祭。如。常。同。十。一。月。庚。申。春。日。祭。如。常。と。あ
れ。ど。是。より。十。年。早。き。嘉。祥。三。年。の。始。り。と。云。こ。と。ハ。然
し。有。べ。く。同。元。し。り。ま。し。二。十。二。社。註。式。其。外。の。各。じ。と。み。
負。規。元。年。十。一。月。九。日。始。祭。と。ある。も。誤。れ。る。傳。あり。れ。不
下。嘉。祥。三。年。九。月。の。文。を。引。と。る。処。小。も。云。を。見。べ。し。
其。頃。也。か。し。お。遠。し。と。て。移。さ。ま。と。る。事。を。は。裡。あ。し。て。神

ぬちれ乞給る故。移し奉り。と云。言を。表。小。文。あり
む。故。の。大。君。を。神。あ。し。坐。ば。大。ら。か。り。其。言。は。復。え。し。
此。祝。詞。を。作。し。め。給。り。む。同。部。翁。言。ふ。の。祝。詞。と。負
の。さ。ま。今。の。京。の。て。も。稱。後。人。の。言。は。て。古。く。違。は。れ。ば。大
子。こ。と。あり。と。云。れ。し。も。信。さ。さ。る。説。あり。片。れ。ば。大
鏡。み。は。裡。の。眞。事。を。在。の。處。小。記。し。祝。詞。を。表。の。文。を。記
せ。流。物。と。心得。べ。し。此。付。て。按。ふ。小。春。日。社。記。に。始
種。の。奇。し。き。語。と。も。各。こ。の。表。小。立。し。け。て。自。説。み。や。有
る。説。み。あ。り。加。説。し。て。記。せ。る。あ。る。べ。し。け。て。自。説。み。や。有
る。む。他。説。み。や。有。り。む。忘。れ。と。す。春。日。と。云。地。名。の。義。ハ。彼
山。は。元。よ。り。鹿。の。多。く。住。る。山。ゆ。り。し。故。の。其。を。愛。し。み。給
ふ。神。を。崇。む。る。処。小。は。宜。は。し。と。爲。す。此。所。小。祝。へ。る。了。て。

鹿栖所の義也。拾玉集に、慈鎮、秋のこやとえぬきし
此地のことは、孝灵天皇、鹿島山、春日野まで、棹鹿の色、赤
皇、卷に注ふを見べし。三笠山と云、名は、彼、鹿嶋の御笠山
此名を、此ふに移せる称あるかと疑ふ。この三笠山を
もみ多く見えこれと、煩わして鹿嶋香取、枚岡三社、位階
は、しりしむ記し出文、煩わして鹿嶋香取、枚岡三社、位階
を贈られし趣を、國史の考ふるか、各其本社、予贈らる
は、き、或、春日、社、予贈られぬりと見ゆ。故今其文どもを、取
並べて辨ふべし。其は、後、光仁天皇紀に、宝龜八年七月
乙丑、内大臣藤原朝臣良繼病、叙其氏神鹿嶋神、正三位、香
取神、正四位上、とあるは、其始あるか。春日坐とは言ざれ
ども、春日社、予贈られしおと、其氏神と云ふと、下み引く

三條の文と或合せ考へて炳々れど、此時枚岡坐、天兒屋
根命、其比賣神をも叙し給ひしむを、御紀に記し落
されぬ。其階を、天兒屋命、正四位上、以て此、
後、鹿嶋神、從二位、香取神、枚岡神、從三位、枚岡、比賣
神、從四位下を贈られしこと、下み引く文にて明あり。
日本後紀、今、半分あり、仁明天皇紀に、承和三年五月丁
未、奉授下總國香取郡、從三位伊波比主命、正二位、
從二位、正二位とあると、謂ゆる越階し給へるあり、鹿島、常
陸國鹿嶋郡、從二位、勲二等、建御賀豆智命、正二位、河内、国
河内郡、從三位、勲三等、天兒屋根命、正三位、從四位下、比賣

神從四位上。其詔曰。皇御孫命尔坐。四所大神尔申給波久。大神等乎。弥高尔弥廣尔。仕奉止奈毛思保志食。是以件等冠尔上献云々。此勅使。藤原常繼。藤原千萬を遣。遣唐使と為。遣唐路の間。風波の難。無らむ事を祈せり。四所大神の申給。波久と河るを以。四所を一所に總し。春日社。乃の勅使。あるは。同六年の処。十月丁丑。奉授。坐。下總。国。香取郡。正二位伊波比主命。坐。常陸。国。鹿嶋郡。正二位勲一等建御加都智命。並從一位。坐。河内。国。河内郡。正三位勲二等天兒屋根命。從二位。從四位上。比賣神。正四位下。以上三度の位階といまじ公の例祭。預り給へり。文徳天皇紀。嘉祥三年九月。己丑。遣參議藤原助。向春日。大神社。策命曰。天皇我詔旨止。

大神乃廣前尔申久。皇大神乃厚護尔依天之天。日嗣乃高御座尔波即賜。止奈毛所念行頒。因茲天。先尔禱申賜比之御冠止為天奈毛。建御賀豆智命。伊波比主命。二柱乃大神乎波。正一位尔。天兒屋根命乎波從一位尔。比賣神乎波。正四位上乃御冠尔。上奉利崇奉留狀乎。神財乎令捧持天。奉出須此。狀乎聞食天。益尔。天皇朝廷乎。堅磐尔常磐尔。幸倍奉賜比。天下平安尔。護賜比助賜倍止。恐見恐見毛申賜波久止申。と河。坐。の策命を見れ。先。高御座。即給。予。由。あり。此。前。日。賀。茂。大神。社。申。さ。し。め。給。へ。る。策。命。も。先。し。禱。申。賜。倍。留。云。々。あり。然。れ。ど。上。り。論。へ。る。春。日。社。記。に。嘉。祥。三。年。始。行。祭。の。み。云。て。月。日。を。云。ざ。れ。ど。此。度。の。こ。と。は。是。より。例。祭。に。預。り。給。へ。る。事。と。

所思ナホヒし。然れど祝詞式ある春日祭、祝詞も是時よりは
後ノチに作ナれり。然れど祝詞の煩ワザし。是は、國部翁の言は
春日祭、祝詞ハ、貞規の頃より作るあり。是らを見通し
云く、と言れしを、最も恐しき眼より。是らを見通し
て、鹿嶋香取枚岡三社の神階を、春日社に贈り給へるこ
とを曉るべし。然れど、春日祭、祝詞も、鹿嶋坐、健御
子八根、命比賣神、四柱能皇神等能廣前仁、白父とあり。他
詞より例あり。云状あり。上より奉くる。御紀の詔曰、策命の
も、く符あり。然れど、春日社ハ、清和天皇紀ハ、貞規
三社の惣社と云くあり。は、清和天皇紀ハ、貞規
元年正月廿七日、奉授河内、國從一位勳三等。枚岡天子屋
根命、正一位。正四位上勳四等。枚岡比咩神、從三位。とあり
は、鹿嶋香取二柱大神、ち、は、既ハ正一位を極め給へる
也。枚岡神二柱と、いま、極位あり。是故ハ、是時ハ授

奉り給へる。是より春日社よりある。言はくも更
あり。鹿嶋社例傳記ハ、昔、正一位勳一等之額懸、才ニ大鳥
并、則雷雨俄、鳴動其額、降落也。故、巫託曰、争、頭懸位階、
手、其後、不懸之。鹿嶋香取枚岡三社相共、正一位勳一等之
神位也。然、見前、額無懸之とあり。思ハ合せて、いり
れど、今も漏し。は、臨時祭式ハ、春日神四座祭と題
して、祭神料、散祭料、解除料、饗神殿料、醸神酒、并、駐使等、食
料、醸神酒、解除料、醸神酒、竈祭料、齋服料、ま、此品物を載
せ。右祭料、依前件。春二月冬、十一月上、申、日祭之。其封物
者、割下總常陸兩國香取鹿嶋二神封、調布五百端。香取神
封、鹿嶋神、庸布三百段。高布六百段。麻六百斤。已上鹿
封、三百端。神封、紙六
百張。香取、送神祇官、仍、收、官庫、依件、充用云々とあり。此祭

○

○平

け封物の鹿嶋香取二神の神封を割て用らる事也。此
二官の祭を春日社にて行はる意なり。の此條の全文
をくり返して讀て。抑こ此春日御社を。上件に如く。御稜威
速き神等此神集ませる御社なれど。祝奉まる當時也。既
ふ佛法普く弘まて。上のも重く用ひ給へ依世ありし故
ふ。法師とも率りて。殊に佛さふ多く。今詣て。其趣を見
奉るもの。慷慨志死事此多うれ也。況て枉を逐ふ大神等
此。悒憤しと見給ざらめ也。然ハ有れど。左も右も。世人羽
含み給はて。得有はし。神の御上み坐うらみ人の好
みみ任せ。暫く省て御覽にまを有べき。阿波祀を清

清し記古風の官居みれして見奉らむ時も。形。御社の
事の就て。言予ど。果しあき長息あり。はる大鏡の上
れど。其は別の言て。今ハ泄し。はる大鏡の上
み引りし文に次。御門の京の近志。給ひては。又近
く振奉りて。大原野と申し云。公事根源大原野祭の下
はむ為。春日本社遠き依て。都近き所。徒に奉らる。
大原野の行啓。仁寿元年二月。社次。引り。近衛の使
も。春日祭。同日。見え。二十二。社次。引り。旧記。仁
寿元年。二月。依。大皇太后御祈山城。国葛野。郡大原。亦
宮柱。廣知。立。豆。春。冬。乃。祭。始。賜。布。し。ある。文。德。天。皇。紀。の
仁。寿。元。年。二。月。卯。卯。別。制。大。原。野。祭。儀。一。推。梅。宮。祭。と。何。る
み。符。り。ま。し。色。葉。字。類。抄。の。近。都。長。岡。京。之。時。被。奉。移。春。日。
於。大。原。野。本。朝。文。集。云。文。德。天。皇。嘉。祥。四。年。二。月。乙。卯。別。制。
大。原。野。祭。儀。一。推。梅。宮。祭。負。觀。元。年。十。一。月。十。三。日。大。原。野。
祭。如。常。云。ま。し。神。社。正。宗。と。云。物。の。嘉。祥。三。年。閏。院。左
府。冬。嗣。申。沙。汰。勸。請。之。と。い。り。合。せ。見。て。并。み。べ。し。大。皇
太后。七。五。條。右。順。子。の。ま。た。さ。て。臨。時。祭。式。春。日。祭。條。の。次

○

〇四十一

大原野神四座祭。右料物同春日祭。春二月上卯冬十一
 月中子日祭。之と見え春日祭祝詞の末に大原野杖岡等
 祝詞准之とあり。されど神名式より出されば、その後祭
 事社名れどなり。是を志す。神名式の古を違へざる
 こと知らざり。山城名勝志に訓郡大原野神社坐大
 原野村西山際といへり。本と葛野ありしを後に移せる
 あり。あらず。近く也。又娘を奉りて。吉田と申す。れを
 坐免て。此吉田明神。山蔭中納言の振奉り給ふるを
 御祭日。四月後の子日。十一月下申日とを定免て。我ら
 御曹み。みうと。后宮立給ふらば。公祭みあはむ。と誓ひ
 奉りて。たはし坐け。は。一條院の御時より。おほやけ祭
 みは成。と。なり。と。なり。此社のこと。二十二社次才
 名同春日社。帝王編年記。山城国愛宕郡吉田神社。四座神
 元山蔭一族所祭也。公事根原。此社。中納言山蔭卿貞

親の頃。不。建立して。一條院。永延元年。始。て。官幣を
 奉ら。せ。給ふ。春日社。と同。躰。あり。奈良の京。代。時。春日社
 長岡の京。代。時。大原野。今。の。平安城。の時。吉田社。あり。
 宣。亂。卿。記。み。奈良。京。之。昔。以。春日社。守。り。奉。ら。せ。給。ふ。や。
 寺。平。安。城。之。今。者。以。吉田社。為。氏。社。以。其。福。寺。為。氏。
 日本。紀。畧。の。一。條。院。寛。和。二。年。十。二。月。一。日。詔。以。吉田社。准
 大原野。行。二。幸。祭。之。見。え。し。り。猶。種。の。層。の。見。こ。れ。ど。
 大。う。こ。は。淺。し。り。

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

故是時。大國魂神期曰。天照大

御神者。悉治天原。皇美麻命者。

專治葦原中國。史八十魂神。我

者親治大地。官焉言訖矣。大地

主神史號起于此時矣。是者坐

大和社神也。此大國魂神。天降

坐出時。於飯成出地。而御膳食

給矣。故其地云飯梨也。

コノトキ
是時とは。大物主神事代主神と共に。天上に参りて。誠
款之至を陳し給する時を云。但し此神の二神と共に天
と何、昏みし所見しる度無れど。昇り給へるか。○期日は。
疑なきこと。下の次と注みを見て知るべし。○期日は。
知岐理多麻波久と訓べし。前のも本籍の違ひて白之と
知岐れど。後まともく思へた。悪

の
○天照大御神云く。大御神の高天原を所知着こせ
は。伊邪那岐大神の御依りて。無窮の定水る御事ある故
み。かく白給するなり。○皇美麻命者云く。此者今天降給
ふ皇美麻命を宣ひて。末に代りて。此天皇命もて。お聞ゆる
御言あり。○葦原中国之八十魂神とて。葦原中国は鎮坐
まは。天神地祇を闕く宣へる。其を下み委く言ふ如く。皇
美麻命の御代り。天社国社を治免給ふことば。治国の
道に本あり。天皇祖神とち此。御依り坐る御業あり。此
也。其を百三十五段の但し是時。いまも天皇祖神とち。
其御依り此御言の詔出給はぬと。天下治給ふと。天降給

ひては、それ専ムネと何ニ御業ミコノトコある故ユ。専治センシヤクめ給タマむと。未ムシ來キをかけた白シロ給タマへ流ナあり。ちまを大國主オホクニノミコ神カミの、大國主オホクニノミコと坐イハて、天下テンカの顯アハる治シ者シヤあり。程ハジも、神カミを祭マツルて給タマふことと、専ムネと為ナ給タマふこと、言コトましくも更マシあり。其ソノ和ニ魂ミタマを祭マツルして、味アジ鉏ウシ高タカ彦ヒコ根ネ命ノミコトの言コト問ト給タマふこと、和ニ給タマへるを祈イハれ給タマへる。御年ミコトシ神カミを祭マツルりて、其ソノ怒イカリを。○大地オホツチ官ツカサ地ツチを登ノボ許ヨクと訓イハる由ユは既イに云イハふ。地ツチ主ツチノミコトの下シタ見ミべし。大地オホツチを大地オホツチとは。天照大御神アマテラスの。天原アマハラを悉ミナシ治シ者シヤみ對ムカひて。此コノ大地オホツチを宣ノボり。そは此コノ大地オホツチに有アル也ナリ。海國ウミクニと嶋シマとはしむ。上ウヘの委イニく論ロンへる如カドく。須佐之男命スサノヲノミコトの悉ミナシ治シめ給タマふべし。由緒ユキヨある錢ゼン。此コノ錢ゼンは二十九段ニジュウニクニの傳ツタふ。上ウヘの件ケンの謂イハふ依ヨりて。大國主オホクニノミコト神カミ造ツクリ竟ハシまひ。須佐之男命スサノヲノミコトの替カりて。皇美麻命スメマノミコトの治シ者シヤに

おとみ定サりぬまは。其ソノ顯アハる事コトハ既イに禪シヤン白ハクして有アルを。其ソノ大地オホツチの國クニの八十國ヤチヒトクニ。嶋シマの八十嶋ヤチヒトシマは。出イ事コトハ。已イ命ミコト顯アハる國クニ魂タマ。大國オホクニ魂タマとして。官ツカサ治シる事コトと成ナるを。身ミ於オケりて。大地オホツチの官ツカサを治シるとい宣ノボりあり。御ミコト云イハふ官ツカサ職シヨクの意イあり。○言コト訖ハシとは。天津神アマノハヤヒノカミの大御前オホミケサヘに。嚴オソク重シカクみ期キ言コト固カタめ竟ハシ給タマへる由ユあり。無ム窮クソムみ變カまじれ御心ミコトココロを。顯アハるはし給タマへる事コトハ白シロに更マシれまは。是コノを誠マコト款クワン之ノ至マシに陳マシし給タマふ。然シカドる。陳マシ誠マコト款クワン之ノ至マシに。ある處トコロに言コトふ説セツと。大地オホツチ主オホツチノミコト神カミ之ノ號ナメ云イハふ。大地オホツチ官ツカサを親ミツカ治シ免メむと宣ノボりあり。大地オホツチ主オホツチノミコトと申イハれ御名ミコトナメを負オシ給タマへる由ユあり。師シ説セツふ。大物主オホモノノミコトと申イハれ御名ミコトナメは。是コノ時トキに産ウマる。大神オホカミの賜タマへる。あらむと言イハれ。然シカドる。實マコト然シカドることある。就ツキて思オモふ。此コノ御ミコト

○

名も是時、産灵大神の賜、オホカミトクニ景行天皇に御詔、大倭国
者、以行事員各回也。詔、予、哉思合、オホヤマトヤシロ○大和社、オホヤマトヤシロ
は神名式、大和國山辺郡、大和坐、大國魂神、社三座、並
神大月次、御社是、各神祭式御社、大和神社三
相嘗、座あり、祈雨神祭、條あり、
大和社三座、見也、和名抄、大和、於保夜未止、此、郷城、
下、郡、入、孝謙天皇紀、城、下、郡、大和神、山、あり、
此、師言、二郡の界、近き、如、是、御社のおとは、仁安
二年二月、此社の祝部、大倭直歲繁と云、人此記せる、大
倭神社注進状、いふ書、謹考、旧記、曰、大倭神社、在大和
國山辺郡大倭邑、蓋出雲杵築大社之別宮也。大國魂神、
て杵築大社坐、大國主神の荒御魂の御名、申、伝聞、倭大
は、其宮、大社之別宮と云む、實事、ハ遠ハ、

國魂神者、大己貴神之荒魂、与和魂戮力、一心經營天下之
地、建得大造之績、是らの事、才九十六、彼、在大倭豊秋津
國守國家、因以號曰倭大國魂神、亦曰、大以八尺瓊為神、地、主、神、
奉齋焉、記し、海、家牒曰、孝昭天皇元年七月、都
を倭國葛城、み、近し、給、了、時、大御夢、み、大己貴、神、現、
坐、我、和魂、神世、り、三、諸、山、み、鎮、了、御昌建、字、助
奉、荒魂、大殿内、み、在、御衛護、と、為、ら、む、と詔、神
教を得、ま、し、て、大殿之内、了、天照大御神、と、並、奉、ら、る、由、を
記、此事、ハ、孝昭天皇、卷、の、本文、に、奉、つ、れ、バ、彼、其後崇神
天皇、御世、の、六年、九月、天照大御神を倭國笠縫邑、祭

給ふ時、大國魂神をも、倭國了祭、多事を云て、祭於
同國市磯邑。後改名、曰、記し。此事は、崇神天皇卷、み出し、
れ、彼、卷の傳、み委、く注、
を見る、け、相殿神二座、八千戈神、御歳神、傳聞、八千戈神
者、大己貴命、以廣彊、為杖、令撥、平豊葦原、中国之邪鬼、是時
大己貴命、號曰、八千戈神、此、亦上古、在天皇大殿之内、為
八千戈神之神、御歳神者、守禾穀神、以八握、嚴稻、為神、
也。とあり、引、切、め、て、舉、こ、り、此、み、扱、て、思、子、ハ、此、御
社三座の、大國魂神の神、大國主神の、八十隈手、の、隱
坐、以、時、の、御、躬、その、項、懸、せる、八坂瓊、を、解、披、し、る、了、其、
瓊、は、れ、じ、御、坐、り、流、そ、は、八咫鏡、の、和魂、を、取、託、給、へ、流、よ

准、予、を、思、ふ、よ、八坂瓊、は、荒魂、を、取、託、よ、ま、了、る、故、あり
流、し、ハ、咫、鏡、の、和魂、を、取、託、給、へ、る、事、ハ、才、百、二十、段、見、
え、て、其、行、い、ハ、八坂瓊、を、披、給、へ、る、事、ハ、才、百、二十、
段、み、見、え、て、其、よ、け、廣、彊、は、上、み、見、し、る、如、く、經、津、主、健
注、せ、る、を、見、べ、し、
御、雷、二、柱、神、を、授、り、皇、美、麻、命、を、奉、り、給、了、流、よ、此、才、百、二、
十、三、段、み、見、え、て、其、美、麻、命、天、降、坐、以、時、の、天、皇、御、座、の、
傳、み、委、く、い、へ、り、副、了、持、下、了、坐、り、出、し、下、み、見、し、る、如、く、才、百、三、十、三、
く、注、を、ま、然、れ、ハ、其、を、八千戈神、と、申、以、御、名、の、神、才、百、三、十、三、
見、べ、し、ハ、神、せ、り、大國魂神の神、坐、以、八坂瓊、と、共、の、大殿
内、の、坐、奉、り、給、了、了、才、百、二、孝、昭、天、皇、御、世、の、本、神、大己貴神の
御、教、お、し、て、天照大御神の神、同、し、御、床、の、坐、奉、り、才、百、二、

給するを。崇神天皇御世の六年と云々。依年此九月の大
和社に祝奉り給する也。此御世は大殿内を出し給
も。決りて神教に依てありむと思ふ。依て御歳神の相殿
由あり。其を彼巻に注ふを見べし。依て御歳神の相殿
に坐すことは。其由縁審らぬ。就て。深く考ふる。彼注
は。古語拾遺に。大地主神の宮田は。御年神の崇り坐るこ
との有を引く。其由ありて。相殿に祭れり。と云ふ
意ありべし。此は八握嚴稲をもて。神躰と為はと言
すれむ。皇美麻命。御天降の時。天照大御神の斎庭の穂
を事依し給す。天降坐て後。其穂を種殖給す。む
成。其の中。八握嚴稲を撰ひて。御年神の神躰として。共
み大殿内。斎紀給へしを。大國魂神に。御社に祝給ふ

時の。其因をもて。相殿に祝ひ給する也。斎庭の稲穂を
とも。亦百三十三。其は大神宮本記に。大御神伊須く能原
段に見えし。一本は。大神宮本記に。大御神伊須く能原
に鎮坐して後。一本は。志。千穂の茂れる稲の葦原に
生ふる。白真名鶴の咋持て鳴り依る。倭比賣命。これ穂
を大御神に献て給する。鶴の鳴こく止む。さうば。大
歳神と號りて祝奉り。海と明年も。一本めして。千穂八百
穂の茂れる稲を。彼鶴咋持鳴て教りちをも。大御神に奉
て。鶴の居る所。八束穂社と云を造祝ひ奉られし事
何依を。合せ考りて。然と思はれ。依り。天皇卷の本文に
奉つれむ。彼巻の傳に。依て此大神の御稜威は。依とは。孝
委く注ふを見べし。依て此大神の御稜威は。依とは。孝

○

○四十八

昭天皇。崇神天皇。垂仁天皇。此卷より出されど。爰に云。又。
 文德天皇紀。嘉祥三年十月朔日。從二位を授奉り。清
 和天皇紀。貞觀元年正月。從一位を授奉らる。此御社。
 村と云。在て大和。大和神と申は是なり。此中右記。永久六年六月。軒廊
 御上。是大和國大和社。去。二月九日。成刻。俄有火。寶殿三字。
 并御正体焼也。とあり。阿那畏。永久六年ハ。元永元年ハ
 了。注進状を記せる仁安二年より。五十年前あり。然れど
 此状は記せし時。既御正体を坐せし。其甚く衰へ
 記のまよ。古の大社とも見え給ふ。状なるは悲しむも
 悲しむ。其の極。淡路國三原郡。大和國
 魂神社。名神と云。社あり。今本。國字の上の大字を脱せ
 今。今ハ名神祭式に依て補へり。

文德天皇紀。仁壽元年十二月壬寅。詔以淡路國大倭大
 國魂神列於官社。とある。是あり。淡路國阿波國美馬郡あり。
 倭大國玉神。大國敷神社と云。一。一本ハ二座あり。共ハ
 倭と稱せむ。此の大神の御社あり。言ふも更あり。何
 り由ありて。此國ハ祭られ給。はる。万葉五の山上。憶良
 ゑし。多治比。真人廣成の遣唐使の發る。時ハ。贈られし
 長歌あり。諸能。大御神等。船舳。道引。麻遠志。天地能。大御神
 等。倭大國。久堅能。阿麻能見。虚喻。阿麻賀氣利。見渡多麻
 比。事了。還日者。又更大御神等。船舳。御手打掛。豆云。此
 歌ハ。倭大國。美のみ。殊ハ。御名を顯はし申せり。就て思

ふ。和魂大物主神。早く外国の渡御して還り給ひ。此事
十五段の。後また外国を。皇國よとて奉らる。給
見え。後また外国を。皇國よとて奉らる。給
不趣あると。本跡大国主神の。八十隈手の隠坐て後の外
國の渡坐し。其國をも造給する趣あること。上る言
如くれば。是らの変え。段 荒魂大国魂神も。殊
の外。国の事の預りて給ふ。と云傳の何ぞと詠ると聞え
及。憶良忠しの哥も。さる意を本にし。其も大地官を
治とは。此大地ある國の八十國嶋の八十嶋を官治ある
由。と。思ひ合せて知られ。然せば上の峯。阿
波國の。倭大國王神。大国敷神社二座とある社の。大国

敷神と申は。大国魂神の別名を。一座とて祭れるあ
る。其も大地官の坐せ。大国敷ふ。謂あること。
言も更。生島神は白に祝詞。皇神能敷坐。島能八十
就て。前には生島の巫が祭る。生島足島神と申。八。大国魂
神あり。むら。思ひし。非ざり。彼神とち二座。伊
那那岐。伊那那美神の生坐る。國の御を。生島
足島。ふ。御名を負せ。二座として祭れるあり。○
天降坐之時。あは出雲風土記。意宇郡の処。飯梨郷。郡家
東南。二里。凡。今の五里十。二町あり。大国魂命天降坐時。當此処而
膳食給。故云。飯成。とある傳を採て記せ。此神も元より
國神の坐を。天降坐る時と云へれ。昇りて降坐る。何
と灼し。其は御服從の時。昇坐る。何時々有む。

故上、伴大物主、神事代主、神の昇り坐
せる処也。此神の名をも記せりし也。○御膳の常は美
氣と訓也とも。此も美伊比と訓也。飯梨と云ふ地、名の
起る処なれども。○飯梨、和名抄意宇郡也。此郷名ありし。
凡土記抄に、飯梨、利弘、実松、矢田、古、つて風土記同郡の。不
川、新宮、富田、田原、八村也とあり。在神祇官とある社の中、食師社と云あり。是若くは、此
の由ある社、ハ非ざらぬ。

故上、伴大物主、神事代主、神の昇り坐
せる処也。此神の名をも記せりし也。○御膳の常は美
氣と訓也とも。此も美伊比と訓也。飯梨と云ふ地、名の
起る処なれども。○飯梨、和名抄意宇郡也。此郷名ありし。
凡土記抄に、飯梨、利弘、実松、矢田、古、つて風土記同郡の。不
川、新宮、富田、田原、八村也とあり。在神祇官とある社の中、食師社と云あり。是若くは、此
の由ある社、ハ非ざらぬ。

故其八重事代主神者。製天磐

笛而奉皇美麻命而祝也。亦奉

進天押楯與天狹弓矣。亦此神

化爲八尋熊罴而通產巢日神

史御子。三嶋縣主祖天神玉命

史子。三嶋溝咋耳命史女。溝咋ノミコミシマノミヅクヒミノミコトノムスメミヅクヒ
 比賣命ヒメノミコトニ。櫛比賣マクナハタマテ。而令生史子。天テシメウマクマヘルミコアマム
 八現津彦命。此者長公。長我孫ヤウツツヒコノミコトコハラサノキミラサノアビコ
 土佐國造等史祖也。故其事代トサノクニノミヤツコラガオヤナリカレツノコトシロ
 主神者。亦坐三嶋鴨社。亦坐伊ヌシノカミハマクマシマノカモノヤシロニマクマスイ

豆三嶋社。此神史后。謂伊古奈ヅノミシマノヤシロニコノカミノキサキラマラスイコナ
 比賣命。亦本后。謂阿波咩命。亦ヒメノミコトマタモトノキサキラマラスアハノメノミコトトマク
 阿波波神。亦云天津羽羽神。是者天石アハハカミトマクマラスマラスアアハノメノミコトトマク
 神。亦云天津羽羽神。是者天石カミトマクマラスマラスアアハノメノミコトトマク
 帆別命。即天石戸史女也。所生ホケノミコトスナダチアマイハトノミムスメナリウミマメ
 史子。五柱坐矣。其一柱史名。謂ルミコイツツカシラマシキソノヒトハシラノミナラマラス

物忌奈命。此者竝坐伊豆國神

等也。

此段天狹弓此事はてん本朝事始より引くる。斎部私記と云を採て文る出と。既の徴より引り。本朝事始ハハ納言と為る物あり誤りの殊多き物か加説をもして二卷と云ふ。古暦をも引り上る。他暦も此暦より引りて文勢のよ似るよ入て実實は叶ふ説ある故採て記す。はて事代主神の皇美麻命の是等の物どもを奉て給ふ。依こと。必しも是時ありとは定難き不似しれども本籍の。

秦天孫瓊杵尊と阿れば是時ありて何時の阿らむ。所思の終小記せるあり。○天磐笛を磐もて製する笛あり。本籍の其形似胡笳とあり。胡笳ち小物のことは漢籍事物紀原に胡笳漢旧録云。胡人卷蘆葉吹之。故曰胡笳と見え。字彙にも胡笳胡人卷蘆葉吹之。似箏篥而無孔。後世函簿用之とあり。胡人吹之とも見えたり。此を合せて思ふ。天石笛と云物の大凡の形も歌口此の細く未太く開きて横の孔あり。謂ゆ依螺角の似て石ある物也知られし。然思ふ由は上野國の或古社に倭建男命と云傳ふる由にて石笛と云物あるを先年江戸に出でて屋代弘賢主がて持來て見せしり。已も見しる。

堅石の丸くして、少長記の哥口の穴を少く末の穴を高く、大
きく穿通し、る物も重き貫目は、りありあり、鳴音高
く美しき物なり。しる物も、金人の製れる物より、千
神作ふと云べき物なり。非ざりき、五百、千年の
もの物も、製れる物なり。見え、い、の、倭、建、余、の、時、何、
年の物も、石笛を得、り、石質も、右の、み、劣、り、て、見、
れど、其、形、妙、了、て、音、人、あ、り、び、見、紛、ふ、く、も、あ、り、神、作
の、物、あ、り、但、し、せ、よ、海、不、ら、と、丸、長、き、海、石、の、穴、あ、り、
て、吹、け、む、鳴、る、物、の、多、う、を、物、好、し、に、華、の、さ、る、物、を
取、い、て、余、が、持、と、る、を、其、と、等、し、き、物、云、ひ、腐、さ、む、
と、も、泥、の、傍、い、と、し、海、不、ら、ち、小、物、を、已、あ、り、見、と
る、入、り、て、年、久、し、泥、の、凝、付、し、る、が、岸、を、ど、の、崩、れ、し、時、海
る、ま、や、前、上、總、国、は、も、の、し、て、長、柄、郡、大、東、崎、と、云、
磯、辺、を、見、周、り、し、る、其、他、石、の、大、き、小、き、五、つ、を、り、
り、し、中、の、芦、根、を、い、ま、し、其、質、を、変、じ、て、あ、る、泥、の、石、不、
み、化、し、る、が、有、し、故、に、彼、物、の、芦、根、を、凝、付、し、る、故、由、を、も、
る、物、を、と、云、こ、し、も、又、芦、の、妙、あ、る、物、を、故、由、を、も、
暖、く、悟、り、得、と、云、こ、し、あ、り、其、時、拾、へ、り、し、を、
屋、代、翁、伴、信

友山崎篤利あどのかと、予、されど、吾、も、今、み、一、ツ、ツ、持、
あ、る、あ、り、れ、な、中、の、孔、明、あ、る、石、の、成、り、由、緒、を、九、十、一、
段、の、傳、を、委、く、ほ、し、
北、を、今、更、了、云、た、兒、
○祝、は、富、伎、と、も、伊、波、比、と、も、訓、む
は、出、雲、国、の、玉、作、部、が、献、る、玉、を、大、殿、祭、詞、を、御、吹、支、乃、玉
と、云、ひ、臨、時、祭、式、を、御、富、伎、玉、と、あ、り、然、れ、也、此、は、同、語、
海、中、の、も、布、伎、と、云、の、本、あ、り、上、古、の、息、吹、て、撥、入、祝、ふ、態、
れ、有、り、海、も、出、し、る、言、れ、ご、思、は、る、其、は、伊、那、那、岐、大
神、の、国、の、狭、霧、の、薰、満、し、る、を、息、吹、撥、入、給、予、ら、分、神、世、
了、今、の、至、海、ま、し、風、招、ま、る、あ、は、嘯、く、み、由、有、る、所、思、也、
○風、招、ま、る、の、嘯、く、こ、し、と、百、
五、十、八、段、了、委、く、云、を、見、べ、し、呪、禁、方、此、書、等、を、見、れ、也、
○五、十、四

其方を行ふ。息吹て撥ふこと此多う依て。凶を禳ひて。
 吉哉招く意あり。此は上古より。誰教ふとなく。人々自然
 不知りて行ふ態と見ゆ。思ひ合さば。此度より限らん
 真の態を汚き物を見てを唾せられ。頭うちて。吾知
 らば唾をつけ。目もとみ。此は自らけむ。自然の目
 を塞く類か。吾もあらず。何ら物なき。呪禁の方り。
 息吹こと。人の自然にせらる。態と所思。吹禁の方り。
 肉と布延てふ名も。吹て負る名ある故。御紀の鼓吹
 と書れ。和名抄も。横笛を横吹とも書記。官位令。鼓吹正
 と有る。はと笛吹連と。同祖氏。伊福部と云。姓あり。其
 伊福の息吹の義あり。或轉りては。五百木部とも有る。
 是ま。吹の富伎と有る。證あり。此度より四十六
 段の傳あり。はと

富伎てふ言は。神功皇后の酒樂之御歌の許能美伎波。和
 賀美岐那良受。此御酒者非。久志能加美。酒之長。登許余迹
 伊麻須。常世国。伊波多須。石立。須久那美。迦微能。少
 神之。少毘。加牟菩岐。本岐玖流本斯。神壽令。登余本
 古那神。本岐母登本斯。豐壽。令。麻都理許斯美伎敘。献り來し
 岐本岐母登本斯。豐壽。令。麻都理許斯美伎敘。御酒を
 此凡て師の解る。その終に注せ。此歌詞の意は。凡
 り。委く。彼卷に注し。見るべし。此歌詞の意は。凡
 て師の解説。此如く。依が中。本岐母登本斯也。少御神
 此。常世国あり。神壽て狂ふ。豐壽と廻り。釀給ふと云
 意は。本をりて。其を御門。豐壽。少壽。息吹廻りし
 献遣せ賜へ。依御酒。と壽給へ。意あり。其は上句。常

世ヨ坐イにと詠マまし。下シ句ハ。献マ來リし御ミ酒サをと受ケしは。然カも聞キゆハ流ルあり。然カらし思ヒをハいシり。けレ息イ吹フの神カミ態タマシ。小コ驗ケン有リるハ伊イ邪ヤ那ナ岐キ大神オホカミ。豫ヨ母モ都ツ国クニの穢ケガレ惡ガクシを祓ひ給ルふハ。御ミ禊シ坐イて。枉マ津ツ日ヒ神カミを吹生フ給ヒ。あら其コノ福フクを直さしむハ。所トコロ思ヒて。直ナ日ヒ神カミを吹生フさしむハ。あら三ミ柱ハシ海ウミ津ツ見ミ神カミ三ミ間マ。三ミ柱ハシ比ヒ賣ウ神カミ三ミ柱ハシ比ヒ古コ神カミを吹生フさしむハ。吹フ戸ト坐イ流ル氣キ吹フ戸ト主ヌシ神カミの世ヨ有リるハ凶ヨク事コトを。根ネ底ソコ国クニの氣キ吹フ放ハ給ルふハ。是コトあり。氣キ吹フ戸ト主ヌシ神カミの此コノ功イサ德トクのコトは。既スにチ才サ二ニ十ジュ七シチ段ダンの傳ツタひ委く注見ミべシ。けレ是コトを轉ゆシて。必カナラしも氣キ吹フ給ルも。凶ヨクを撥ひて吉ヨシを招く所為ス。あら吉ヨシに上みも。猶ナ吉ヨシにレ物モノと

依ヨ方カタとも。伊イ邪ヤ那ナ岐キ大神オホカミの御ミ領ネ玉タマ。玉タマ緒イもらみ取トリ振マわして。天アマ照ツ大オホ御ミ神カミの賜タマひ。天アマ皇ミコ祖ムネ神カミの饒ニギハヤヒ速ハヤヒ日ヒ命ミコト。十ジュ種ムネ此コノ宝タカラを賜ひ。若モシ痛イタム所トコロあらば。布フ留ル倍ヘ。由ユ良ラ止ト布フ留ル倍ヘ。然シしてば。死シ人ニヒトも生返マらむ。御ミ教イハせらるハ。是コトは祝方カタあり。得エ易カきを一ヒツ二ニ三サン奉ホウむハ。けレ大オホ殿テン祭サテ詞コトバ本ホ注ツひ。言コト壽ス古コ語ゴ云ク。許コト止ト保ホ企キあり。此コノ富トク久キウとは。笛フエ吹フりまれ。直ナ氣キ吹フりまれ。祝イハり方を為す。祝イハり方本ホ然シるハ故ユ。其コノ方カタを為す。言コトも美く云ふ。言コト壽ス云クあり。言コト壽スを主とも云ふ。是コト吹フ富トク伎キ同ドウ言コトあり。證シすハ。後ノチお云ふ。あらては。只タ富トク久キウと云ふ。言コト壽ス久キウと云ふ。これハ祝イハり。親ミコト製ツクりし石イシ笛フエを氣吹フ鳴ナりて。

イハヒニ隱字ヲ
用タタリアリ

皇美麻命を。堅石カキハの常石トキハより息長イキナガく御坐ミマせと。祝給イハヒ了る由
なり。いと思オモひせば。富伎トミキとも訓ナ給し。とは云イハなり。海ウミに伊
波比イハヒとも訓ナ給し。と云由は。此言ハ。岡部オカベ翁ニギハヤヒも。師ウシも説イハすこ
る如く。もと伊牟イモと同言ナあるが。決キめて。石イハを以モ活ハき出デす
流言リウゴンあるべく所思オモひ。其ソノも伊邪那美命イセナミノミコの火神ヒノカミを生給イハふ
時トキ。夫神コノカミの見坐ミマむ事を忘ワシて。石窟イハヤドに隱坐カクレマる。天照大御神アマテラスノミコ
の。須佐之男命スサノヲノミコ此荒コノアラびを忘ワシて。石窟イハヤド戸ドを刺スて幽居カクレマる。此
ら物忌モノイミひの始ハジメあるが。忌イミひハ。やがて斎イハヒひふて。此コノも石イハの
隱カクレれる由ユを活ハ用カして。伊波比イハヒ。伊波布イハフと云イハふ。伊波閉イハヒとも
活ハき。波ハと麻マとは。横ヨコの親オヤとく通トふ音ネある故ユ。伊麻比イマヒ。伊

麻布マフ。伊牟イモと活ハき。体言タリゴトふを忘ワシて。伊美イミとも云イハふと聞キえ
て。故ナリ祝辞イハヒゴトも海ウミに。堅石カキハより常石トキハふと云イハを始ハジめ。石イハの準ノリへて
言イハふと多オホうて。此コノ事コトは。石長比賣命イハナヒメノミコの処トコロに。委マカく注ツふ
侍サマひ。身ミ百四十七段ヒャクシチシツ。然シカれむ此コノも。石笛イハフエ字ナリ製ツクりて。と有アるを思オモ
ふ。皇美麻命スメマノミコの御齡ミヨシを。其ソノ石笛イハフエの堅石常石カキハトキハふと。吹奉フクり
給イタす。是は本ホより了マる。海ウミに。天降坐アメノリマに鹵簿ウツクシの御前ミマに立タて。
氣吹動キフクドとし。國神クニノカミともを。齋言イハヒ忘ワシれ給イタす。いと此御態コノミマの也ナリ有アる
也ナリ。代主シヨリノ神カミ為ナ神カミ之ノ御言ミコトノ。吾子ウコ等ト百八十神ヒャクジャチノカミ者ノ。八重事ヤス
以モ皇美麻命スメマノミコの近守チカミ神カミ。此コノ神カミを貢置ツク給イタす。海ウミに。天降アメノリ
北時キタトキの御前ミマに。天牟羅雲命アマノロクモノミコ。命ノミコ。太玉串タマクシを取トルり。天忍アメノシ雲根命クモネノミコ
ハ。天津アマノ諱ノリ辭ノリを宣イハす。祝清イハヒめ。とある。禍ワガ克クを松マツ不フ為ナす。降生カミ
と。天忍アメノシ目余メノヒの兵ヒ。仗タテマとも取トルる。海ウミに。守護シヨクゴまし。降生カミ

る趣おも思合柳御幸此列此物を用ひ給り云
く。慥物は所見秘とも神功皇后の韓を征給ふ処の
船師滿海旌旗耀日鼓吹起雲山川悉振と何るを前には
漢文の飾よやく思ひしと。熟思へば軍に御幸ま始
りて高御座の即給ふ時ども旌旗立ち出と最上古よ
り有しうば吹鼓を鳴せる事も有しは疑あり其吹た此
れ古事を思ふは決然て石笛ありむと所思し。ば上
の注よりし倭建余の御軍の用ひ給へる石笛ありと云
傳ふる物も實はさる古物ありむとま、知べうらば
然るは後小大角小角と云物お替られむと聞ゆ其由
は神功皇后の韓を征給ふ所委く注べし。○天押指を

其製いふか有りむ今知流うらに名義ハ押立ち由なり
傳し。第六十一段云天押立。○天狹弓狹を眞に通ふ狹
て眞弓此義あり流し。上も下も出する天扼弓は天
鹿兒弓と云を思ふば鹿をも取る弓にて其製異なる
を此も尋常此弓なり故に眞弓とは云う。これ今審か
は辨がし
りて和名抄木部の檀唐韻云檀木名也和名万由美とあ
る。ま杜仲ハ波比万由美衛矛ハ久曾万由
美かどもあるは檀木に似しむあり。此木は弓に
良材なり。眞の弓木と云義あり。眞弓此木と名付する
や。檀木にて削れる故に弓は眞弓と云うは非也。色白
故に白檀とも云。此木のはあや志神天皇卷宇
遲稚郎子の御哥の処に注べし。○

八尋熊鰐ハヒロクマのハヒ既ハヒ出ハヒて。第八十段の八尋は。八尋殿ハヒロクマ。八尋ハヒ弟ハヒのハヒの八尋ハヒは同じ。大なる由あり。熊クマと云。其ハヒ猛ハヒを云。称ハヒあり。凡ハヒて熊クマ某ハヒと云は。みれ猛ハヒ云。例ハヒあり。出ハヒ。上ハヒ熊クマ襲ハヒのハヒ必ハヒ注ハヒふが如し。傳ハヒ見ハヒべし。下ハヒの豊玉ハヒ比賣ハヒ命ハヒの。八尋熊鰐ハヒは化ハヒとあるは。元ハヒと和迹神ハヒなり。人形ハヒして居給へるを。本ハヒに鰐ハヒのハヒ給へる由あり。此ハヒも元ハヒより人形ハヒあり。神のハヒ姑ハヒく鰐形ハヒは化ハヒあり。其ハヒを搦ハヒ八玉命ハヒの鵝ハヒは化ハヒり。建角見命ハヒの八咫鳥ハヒは化ハヒり。如し。言代ハヒ主ハヒ神ハヒの現身ハヒを隠ハヒし給へる。海ハヒあり。故ハヒに。三島ハヒまでの海ハヒを。此ハヒ奥ハヒあり。通ハヒし給へるあり。○産ハヒ巢日ハヒ神之御子ハヒ。三嶋縣ハヒ主ハヒ。天神玉命ハヒ。六ハヒも神代系ハヒ紀ハヒ。神

皇産灵等兒ハヒ。天神玉命ハヒ。天神本紀ハヒ。天神玉命ハヒ。三嶋縣ハヒ主ハヒ等祖ハヒ。何ハヒるハヒ依ハヒて記ハヒせて。天神玉命ハヒと申ハヒは。天太玉ハヒ命ハヒは亦ハヒ名ハヒあり。及ハヒそれ名ハヒ義ハヒも既ハヒに注ハヒへる。第六十一ハヒ段ハヒの傳ハヒ見ハヒる。三嶋ハヒの師ハヒ云ハヒ。津ハヒ国ハヒに在ハヒる。雄略ハヒ天皇ハヒ紀ハヒ。三嶋郡ハヒと見ハヒゆ。後ハヒに二郡ハヒに分ハヒれて。嶋上ハヒ嶋下ハヒといふ是ハヒなり。凡ハヒて諸国ハヒ字ハヒを。約ハヒめて二字ハヒに書ハヒは。おむ。おむ元ハヒのハヒ讀ハヒむ例ハヒあり。は。是ハヒも三嶋ハヒノ上ハヒ。下ハヒと云ハヒべき。和名ハヒ抄ハヒ。志ハヒ未ハヒ乃ハヒ加美ハヒ。頭ハヒの美ハヒを畧ハヒきて。伊豫ハヒ国ハヒ風土記ハヒ。津ハヒ國ハヒ御ハヒ云ハヒ。三嶋ハヒと書ハヒる。万葉ハヒ七ハヒ。三嶋江ハヒ之玉江ハヒ。十一ハヒ。三嶋江ハヒ之入江ハヒ。あどと欠ハヒり。後ハヒ世ハヒの哥ハヒあり。多ハヒく今ハヒも嶋上ハヒ郡ハヒ。三嶋江ハヒ村ハヒあり。淀川ハヒは傍ハヒり。○三嶋縣ハヒ主ハヒは。稱ハヒ德ハヒ天皇ハヒ紀ハヒ。神護景雲ハヒ

○

五十九

三年二月。攝津、回嶋、上郡人。三嶋縣主廣調等。賜姓宿祢。光
仁天皇紀云。宝龜元年七月。三嶋縣主宗麻呂。賜姓宿祢。亦
見えし。姓氏錄右京天神部。三嶋宿祢神魂命十六
世孫。建日穗命之後也。有は。後三嶋を足移りたる
所。○溝咋耳命。名義。溝咋丸。嶋下郡。溝杭莊と云。阿
本此命。此名。乃。後小地名。とは。あはる。將地。名を
取て。此人。名とせ。流る。詳あり。古事記云。三嶋。津耳。此
義。ハ。既。注。あり。傳見べし。陶邑。住し。人を。陶津耳命
と稱し。を思へば。是も地名を名とせる。亦有へし。○溝
咋比賣命。亦名。玉櫛比賣。ハ。神代紀。事代主神。化為八尋熊罴。

通三嶋溝穢姬。或云。玉櫛比賣。云。神武天皇紀。事代主神。共三
嶋溝穢耳神之女。玉櫛媛云。大三輪神社記。事代主命。
化為八尋熊罴。通三嶋溝穢耳小女。玉櫛媛云。とある。或
採り。前。地神本紀。通三嶋溝穢耳女。活玉依姬云。
思へり。生。後。熟。思。ハ。惡。ク。見。し。故。改。め。た。
紀。云。生。見。天。日。方。奇。日。方。余。妹。姫。踏。鞞。五。十。鈴。姫。命。云。と。
とある。三輪。大物主神。の。三嶋。溝穢耳命。大女。勢夜。地。多。
良比賣。御合。て。五。十。鈴。姫。命。を。生。し。め。陶。津。耳。命。女。
活玉依。賣。御合。て。奇。日。方。余。を。生。し。め。給。へ。る。三。事。を。
一。事。の。混。じ。り。誤。り。の。傳。あり。神。○天。八。現。津。彦。命。
名。義。ハ。跡。現。津。之。字。如。流。る。借。字。り。て。別。々。意。ある。
の。未。考。得。文。其。我。孫。の。祖。あり。を。思。ふ。べし。○長。公。之。姓。

氏録和泉國地祇部小長公。大奈年智命兒。積羽八重事代
主命之後也。と何るを採て記せて。此子天八現津彦命と
我孫氏を考へて。此氏も此命より出たることを知べし。
若くハ長公の間子我孫字の脱より出むと知べし。
○長我孫ハ。姓氏録津國地祇部。我孫大己貴命孫。天八
現津彦命之後也と見え。仁明天皇紀。承和二年十月の処
ハ。獲津國人。長我孫葛城事代主命八世孫。忌寸宿祢。苗裔
也と何也。此を合考へて。八現津彦命と云も。事代主命の
御子あると知られぬ也。此御子あるハ。大己貴命
大己貴命孫と師云。祢意ハ。吾孫と云ことよや有む。吾と
云へれむあり。師云。祢意ハ。吾孫と云ことよや有む。吾と
は親みて云。彦は美て云あり。孫と書るは借字あるべし。

比古ハ此字を肩て。古は子の子をむ比古と云り。麻葛と
云ハ後世の言あり。されむ古書ハ孫とあるとみれ比古
と讀む。これ此國の也。他國の也。我孫と云ガ多かるを。
其は出む処ハ。注ふ。○土佐國造ハ。國造本紀ハ。都
佐國造志賀高穴穗朝御代長阿比古同祖。三嶋溝杭命九
世孫。小立足尾定賜國造と何るハ。拙て記せて。此國造も
同祖と云れ也。事代主神之後と云べきハ。溝杭命御妻
此系をもて云とき。如此も云べし。れと道理も違へる
もの。神名式ハ。土佐國土佐郡。都佐坐神社。大己貴命
也。此國の風土記ハ。土佐郡。家西。去四里。有土佐高賀茂
大社。其神名。為一言主尊云。大穴六道尊兒。味鉏高彦根
命と何也。天武天皇紀。四年三月丙午の処。土佐大神以
神力一。只進于天皇と云こと見也。神世の由縁

を思ふ。齒契。一言主。味鉏高彦根。共の事代主神の亦
事あるべし。第百三段。中百七段。此御社也。
名は流に也。既の委く云了。の傳見るべし。此御社也。
決めて土佐國造が。此國治しりし時の例の氏神と祝
る社ある。其下下子。津國島下郡。三島鴨神
思合をべし。然るを聖武天皇紀。天平宝字八年十一月。賀
茂朝臣田守等言。大治瀬天皇。獵于葛城山時。有老父。每
与天皇相逐。爭獲。天皇怒之。流其人於土佐國。先祖所主之
神。化成老父。爰被放逐。と云。其甚しき妄説あり。其由大
雄略天皇卷一言主神の。清和天皇紀。貞觀元年正月廿
七日。土佐國從五位下。都佐坐神。從五位上。と見也。長寛勘
慶三年二月一日。此社。授正一位。とあり。猶考ふべし。百練
抄。元仁元年十月。の下。土佐國一宮。と見え。一宮記。
高鴨大明神とあり。今。けつ式。同郡の朝倉神社とある
宮村と云ふ在。とぞ。けつ式。同郡の朝倉神社とある

社也。風土記の。土左郡。有朝倉郷。中。有社。神名。天津羽
神。天石帆別命。今。天石帆子也。とある社。都佐坐神社の
右神あり。五月云。天皇。遷居于朝倉橋。廣庭宮。是時。新朝
倉社。木云。今。朝倉。けつ吾川郡。天石門別安國玉主
神社。とあるは。諸本。主字の下。天字。あれど。今。上。此
は朝倉社。坐。天津羽之命の御父了。上。此風土記。不
謂也。天石帆別命。亦。天石帆坐あり。今。吾川郡。神谷
山。巔。あり。此。都佐郡。葛木男神社。谷。重遠云。今。在。
結社。此。葛木咩神社。重遠云。今。在。布志田村。東田中。幡多
と云。り。葛木咩神社。小森。白葛木。宮。是。故。と。へり。幡多
郡。高市坐神社。賀茂神社。と。皆由ある社あり。○三嶋

鴨社。大は神名式。攝津國嶋下郡。三嶋鴨神社。と有を
採て記せり。今大嶋上郡に屬て。三陽成天皇紀。元慶八
年十二月廿一日。授正六位上三嶋神從五位下。と有。事
代主神。八尋熊羆子化て。三嶋の溝咋姫。通ひ坐る由を
もて。大和國高市郡。高市御縣坐。鴨事代主神社の稱。不
倣ひて。三嶋の祝子。故。三嶋鴨神社と稱。し。あ。り。傳。し。
同郡。の。溝咋神社あり。今も溝咋庄。馬場。○伊豆。三嶋社。大
は神名式。伊豆國賀茂郡。伊豆。三嶋神社。名神大月と
有。社あり。二十二社本縁。賀茂社の処。葛木乃賀茂波。
鴨登書里。都波八重事代主乃神登云。伊豆國賀茂郡仁坐。

寸。三嶋乃神。同体仁天坐。登云。利。云。と。有。て。此。社。の。神。を
引。れ。て。委。く。此。御。社。の。大。と。云。る。籍。と。も。一。と。志
て。大山祇神ありと云。と。傳。を。れ。き。中。の。此。書。の。材。み。葛木
鴨神と同体ありと云。る。こと。最。も。珍。し。き。説。の。正。説。の。を
有。る。傳。其。由。を。次。に。注。し。て。見。て。知。べ。し。抑。此。社。の。神。を
國。子。大山積神。守。遷。し。て。祝。ひ。て。其。を。三。島。神。と。い。ひ。神。名。式
の。大山積神。社。と。奉。ら。れ。し。故。に。其。の。み。心。引。れ。て。深
く。思。は。れ。此。御。社。を。も。三。島。神。社。と。云。を。も。て。何。の。辨。へ
る。か。此。を。も。大山祇神。と。云。と。云。と。成。ぬ。る。あ。り。世
此。番。の。五。柱。の。山。祇。神。祭。祭。り。由。り。諸。山。祇。傳。て。此
大明神。と。云。る。殊。に。謂。ふ。事。事。あり。り。傳。て。此
御。社。を。疑。ふ。津。國。三。嶋。鴨。神。社。を。遷。し。祀。れ。る。故。社
号。或。三。嶋。神。社。と。名。け。伊。豆。の。祝。子。の。故。の。伊。豆。て。み。地。名

を冠らるゝこと。大和国鴨神社を三嶋の遷して。三嶋
鴨神社と号しると同例あり。社号の鴨と云ふは故に郡
名を賀茂と号すべしと聞えし。三嶋此御社今も君沢郡
茂郡白濱と云所坐也。伊古奈比咩神と相社坐
志を今の三島駅より別移せる由あり。社域むらり賀
茂郡と云然れども本郡の賀茂郡とも違ふ隔れる地あり。けして此国子遷し奉りし年
は。知れり。伊予国風土記に彼国ある三嶋神社。大
山積神の坐とを。本は津国御嶋坐也。仁徳天皇の御
世に伊豫国へ遷し奉れる趣の記せ流を以て考ふるに。
彼天皇命難波小都志給りし。其御世の所以あり
て。此神をも。此国子は遷し給りし。但し此を推慮す
れども猶も考ふ

壬辰十曾
人定亥刻

修し然れども籙我物語異本の朱鳥元
年始頭伊豆国鎮守と云るは信がこと。天武天皇紀の十
二年十月壬辰。逮于人定大地震。举国男女叫喚。不知東西。
則山崩河漏。諸国郡官舍及百姓舍屋。寺塔神社破壊之類。
不可勝数。由是人民及六畜多死傷之時。伊豫湯泉汲而不
出。土左國田苑五十餘万頃。没為海。古老曰。若是地動未曾
有也。是夕有鳴。如鼓。聞于東方。有久曰。伊豆嶋西北二面。
自然增益三百餘丈。更為三嶋。則如鼓音者。神造是嶋響也。
とあり。おは此大神の御態あり。本々て鎮坐る。土佐国の
地を引來て。後の鎮坐る。伊豆國に維付て。殊小嶋をも造
給りし。但し西北とあるは。決て東南を心得違へ
て。記さざりし。所思也。西北と駿河と

遠江の對し北と島は無れどもあり。○伊古奈比賣命名義
東南の謂ゆる伊豆の諸島あり。いよび思得之。神名式に賀茂郡の伊古奈比賣命神社
大にあり是れ也。此も事代主神の后の坐す。下は注ふ
を見修し。今白濱村と云所の坐す。淳和天皇紀了。天長九
年五月庚戌。今ト筮ハ九畢於内裡。伊豆國神爲崇奏伊豆
國言上。三嶋神伊古奈比賣神二前。預名神此神塞深谷摧
高巖平造之地二十町許。作神宮二院池三処。神異之事不
可勝計と見ゆ。其の島を造給へる状を縁起に記して
神龜神山神しちを雇ひて焼出せり由を記せり。凡て
信に足ざる物なれども。出たり信の然と有りむ。さて此
時決めて三島神伊古奈比賣神共は冠位をも授奉り給
ふむを。國史欠て考ふべき由なし。をハ次り引く。承和

七年九月の阿波神の御諭。後、伊豆誌云。明曆中
后授賜冠位とありて疑あり。康永二年伊豆國在應
棟札の諸嶋大明神本后也とあり。記の一區當向宮と有
傳云。孝安天皇六年建立と云有り。三嶋明神伊豆の渡也。
此処より御坐し。其より三嶋より迂らせ給ふ。是れ因て此を
古宮と云。まゝ五社明神とも申しと云。七十餘町。神領
大社家三十六戸。祭祀年七十五度。諸式三島社と異り。こ
とれ慶長十二年三月。大久保長安所納の金鼓。伊古
那比賣命と刻も。同十八年長安已て後。此社大に衰頽
せり。今も祠田なく。祢原氏一人。其他は百姓の内。三十
六人を定おきて。祭の形を勤む。祠前の池も。既の埋れし
已。東方の陵を御釜といふ。恰も端釜の形あり。域内の古
柏樹多し。千年のみあり。伊豆の生。古
白濱明神の神草あり。三島明神ハ菅あり。伊豆の端。立
給ふ故。ハカミと云。あり。五社は。三嶋神と。外に見
生草を神草と云。あり。

目神若宮。劔宮と云々。當社の縁起の見えと也。五位上正
三王子并十八所之御子神等正五位上六所王子冲島五
子白濱一子在應書とありとを不此神のことも下り
取凡て云べし。○扶桑畧記の仁和三年十一月二日伊豆
国就新生島因一張見其画中神明放火以潮所燒則如銀
岳其頂有綠雲之氣細事在因中不更記之。○阿波咩命亦
いふことと見えたり合せ考ふべし。
阿波神亦云河波神是も式内同郡の阿波命神社。各神
神亦云天津神神。是も式内同郡の阿波命神社。各神
何也。今本は命字を脱せし名神祭式に於て補へり。今も
神津嶋と云ふ坐て。御滝明神とも。長濱御前とも申はせ
る。神津島と大島の南三宅島の西南あり下田より海を
渡りて十六里ありとを御紀の上下津島とあり是あり
いと清らあり島へり。仁明天皇紀承和七年九月乙未の
神社多うありといへり。仁明天皇紀承和七年九月乙未の
下り伊豆国言賀茂郡有造作嶋天各上津嶋此嶋坐阿波

神是三嶋大社本后也。又坐物忌奈乃命。即前社御子神也
その二神の社共々今も。新作宮四院。石室二間。屋二間。閤
上津島は立とるへり。室八基。あり。先ッの数をいひて。次は其状を委く記せ
下文の依て改めたり。上津嶋本體草木繁茂。東南北方
基を臺とせると誤あり。巖峻峭崿。人船不到。纔西面有泊船之濱。今咸燒崩。與海共
成陸地。并沙二千許町。○こも承和五年七月五日の夜より此神の
其嶋東北角有新造神院。其中有壘高五百許丈。基周八百
許丈。其形如伏鉢。東方片岸有階四重。青黄赤白色。沙次蒙
敷之。其上有一閣室。高四許丈。上文の謂ゆる次南海边有
二石室。各長十許丈。廣四許丈。高三許丈。其裏五色。積石屏

風立之巖壁伐波山川飛雲其形微妙難名其前懸夾纒軟障有美麗瀆以五色沙成修上文の謂ゆる石室二間とあり今本の石室を有石室とあり各々有合ハ誤あり今古写本の上北見まの巖壁の壁字を脱セし神ふべし次南傍有一磯如立展風其色三分之二悉金色矣眩曜之狀不可敢記上の磯のこと亦東南角有新造院周垣二重以壘築固各高二許丈廣一許丈南面有二門其中央有一壘周六百許丈高五百許丈其南片岸有閣室八基南面四基西面四基周各廿許丈高十二許丈其上階東有屋一基瓷瓦瓦形葺造之長十許丈廣四許丈高六許丈其壁以白石立周則南面有一戸其西方有一屋以黑瓦葺作之其壁塗赤

土東面有一戸院裏礫砂皆悉金色上文の謂ゆる四院の上り十二の二字あり行あり上の葺る屋二間閣室八基と此院内の造給へる外又西北角有新作院周垣未究作其中有二壘基周各八百許丈高六百許丈其體如危伏南片岸有階二重以白沙敷之其頂平麗也從北角至于未申角長十二許里廣五許里皆悉成沙濱從戌亥角至丑寅角長八許里廣五許里同成沙濱此二院元是大海上文の謂ゆる四院の三あり又山岑有一院一門其頂有如人坐形石高十許丈右手把劔左手持梓其後有侍者跪瞻貴主其辺嵯峨不可通達自餘雜物燎燄未止不能具上文の謂ゆる四院の四あり去承和五年七月五日夜出火上津嶋左右海中

燒炎如野火。十二童子相接取炬。下海附火。諸童子復潮如地。入地如水。震上大石。以火烧推。炎煬達天。其狀朦朧所燄飛。其間經旬。雨灰滿部。一古本云。十二童子之二字。或承印本。云。旬。句。誤。承。和五年九月甲申の処。子。徒。七月。至今。月。河内。參。河。遠。江。駿河。伊豆。甲斐。武藏。上。総。美。濃。飛。騨。信。濃。越。前。加。賀。越。中。播。磨。紀。伊。等。十。六。国。一。一。相。続。言。有。物。如。灰。從。天。而。雨。累。日。不。止。但。雖。似。怪。異。無。有。損。害。と。あ。り。即。こ。の。神。態。ふ。と。こ。し。の。れ。し。仍。召。集。諸。祝。刀。祢。等。卜。求。其。崇。云。阿。波。神。者。三。嶋。大。社。本。后。五。子。相。生。而。後。后。授。賜。冠。位。我。本。后。未。預。其。色。因。茲。我。殊。示。怪。異。將。預。冠。位。若。祢。宜。祝。等。不。申。此。崇。者。出。鹿。火。將。已。祢。宜。等。國。郡。司。不。勞。者。將。已。國。郡。司。若。成。我。所。欲。者。天。下。國。郡。平。安。令。產。業。豐。登。

神語の。後。后。と。詔。了。る。も。天。長。九。年。各。神。了。預。り。給。了。る。伊。古。奈。比。咩。

命を詔へり。其由を下。云を見。て。上。求。ると。は。大。兆。の。ト。あ。る。も。此。國。の。謂。也。伊。豆。ト。部。の。有。れ。ば。あ。り。但。し。か。く。長。き。神。語。の。兆。出。べ。く。も。非。ね。ば。大。兆。を。行。ふ。お。就。て。神。の。人。の。著。り。て。詔。へ。る。御。言。ま。る。べ。き。は。細。ある。ま。ま。て。を。記。し。て。置。く。今。年。七。月。十。二。日。眇。望。彼。嶋。雲。烟。の。着。き。て。言。上。し。る。事。あり。今。年。七。月。十。二。日。眇。望。彼。嶋。雲。烟。覆。四。面。都。不。見。狀。漸。比。辰。近。雲。霧。霽。朗。神。作。院。岳。等。之。類。露。見。其。見。斯。乃。神。明。之。所。感。也。と。何。て。云。丙。辰。奉。授。無。位。阿。波。神。物。忌。奈。乃。命。竝。從。五。位。下。以。伊。豆。國。造。嶋。靈。驗。也。と。何。り。此。も。三。嶋。神。伊。古。奈。比。咩。命。の。神。異。を。顯。し。て。名。神。の。預。り。給。了。る。天。長。九。年。の。事。あり。十。一。年。後。の。事。あり。吾。ハ。三。嶋。大。神。の。本。后。と。云。五。柱。御。子。を。生。了。る。生。し。ぬ。神。あ。る。の。冠。位。を。賜。を。受。後。后。の。伊。古。奈。比。賣。の。冠。位。を。賜。へ。ま。は。吾。も。

其色小預らむと。神異を示し給ふ由あり。抑神の位階を
た。弟一段の傳ふ論へる如くあれ。神を然し其好も
神異を振ひ給へる所思ふ。此神の心を好みて御
會親の劣れるを。嫉妬ましての御態のふむ有る。此
て此神。三嶋大神本后ありと宣ふるに依り。其出自を考
ふ。此。三嶋大神事代主神。やがて味鋌高彦根命あり事。
上の注せり如く。此。傳見べし。其。后を。天御梶日女命
と申て。多伎都比古命。と申は神を生坐るあり。上の出
流が如し。傳見べし。然れど彼日女神と。同神に坐り。
若し。河原の御梶の美加。嚴に通ふ言。はて後后と。貶
ふ。宣へるをもて。按ふ。伊古奈比咩命と申は。溝咋比

賣のやと思はる。其は阿波咩命。事代主神の。現世に坐
て。間の后ありむを。青柴垣の隱坐して後。溝咋比
賣を通給ふり。と聞おれた。信。後。后。を。御。流。扶桑見
建久六年十一月十三日の。三嶋神の。ことを云て。神
昏奉。久伊豆明神。一名。溝咋姫。云。女。神。云。い。と。ある。り。
溝咋姫。久伊豆神の。相殿。に。坐。と。云。む。傳。を。記。り。て。直。に。
三嶋神。久伊豆神。と。云。む。傳。を。記。り。て。直。に。
故。に。相殿。に。伊古奈比咩命。の。坐。て。其。や。が。て。溝咋姫。あり。
浮。り。説。く。誤。れ。る。あ。ら。び。武藏国。埼玉郡。越谷。の。鎮。守。に。久伊
豆大明神。と。して。伊豆速き神。坐。ま。れ。此。神。の。本。社。に。騎。西。と。
い。ふ。所。に。在。り。是。も。久伊豆神。と。申。て。伊豆速き神。あり。が。
本。を。伊豆国。三嶋神。を。遷。し。祝。子。申。由。正。し。く。傳。へ。り。又。
往。年。上。総。国。小。物。に。在。り。神。主。を。田。中。氏。あり。此。社。の。神。體。を。納。
む。三嶋社。と。云。あり。神。主。を。田。中。氏。あり。此。社。の。神。體。を。納。
は。事代主命。溝咋姫命。と。稱。す。申。り。て。三嶋神。と。云。ふ。大。山

祇神あらぬやは有と、其辺の神主の云々を
已きして、其いと正しき古傳ありとて、此に注せり考
語りしうが、皆いと驚く事ありき、是らをも思ひ合をべし。
○天石帆別命、名義帆
は借字あり。巖別の義と聞かれ、石戸別と申は同じ。
○女ミカスメあは天午力男神赤名、天、石門別命、此御女あり由也。神名式
の。土佐、國土佐郡の朝倉神社とある社の神を、當國の風
土記に、土佐郡有朝倉郷、中有社、神名天津羽、神天石
帆別命今天、石子也とあり。同郡の都佐坐神社とあり、
高彦根命と有て、事代主神凡土記に、一言主等と味鉏
の処に云へり、御夫婦の縁より、同郡に坐すあり。
然る吾川郡の天石門別安國玉主神社とありは、父神あり。
風土記に謂ゆる。天石帆別命亦名、天、石門別命、此社
の。

と、才五十一段、才六十段の傳ハ委くいへり。はて式に、遠江國佐夜郡の己等、乃
麻知神社とあり神也。藤原系國子玉主命タマヌシノミコ之女メノミコとありて、
天兒屋根命の御母あり。父神を玉主命と申せりは、天
石門別安國玉主命と云ふ名字。約ツ欠て稱せり好也。あ
式に、己等乃麻知神社と並びて、阿波アハし神社とあり也。此
あり阿波神あり。此は御兄弟ミカドの縁イハレに依りて、並坐ると所聞
ありをも思ふ。傳ハに、此事も才六十段の傳ハに、伊
豆國加茂郡の伊波氏別命神社あり。田方郡の引手力命
神社あり。是海三嶋神、阿波神の由緒ありて、祝イハヒり
社あり。傳ハに、此の二社の出とは、才五十一段の傳ハに、
阿波神の名

○

○七十

は。風土記に。天津羽衣神と申せ候が。正し記稱ふるを。畧
きて阿波神と申し。海と約免て。阿波神とも申せらる
也。下小引く文徳天皇紀より。阿波咩神と阿波羽衣神と
も名子負坐る由を。波衣。天之波衣。矢。海。古語拾遺に。
大蛇謂之羽衣。あど波衣をも。思ふせて考ふれど。未思
得也。後人あふく。考ふべし。上伴阿波神社。日坂駅より東
北入。こと二里むり也。西山村と云。処に。阿波嶽といふ
高山ありて。此山も。佐夜の中山の北。高く見ゆら山を
其山に。小社して立給ふるを。今も古老は。式内阿波神社
社ありと云ふ也。俗に謂ゆる。無間山。觀音寺の奥院に
此社の下段に。觀音寺

あり由。海。式。常陸国那賀郡。阿波山上神社ありて。
光孝天皇紀に。仁和二年十二月九日。授常陸国從五位下。
阿波神從五位上。阿波。然れど此は。阿波嶽より移し祝
す。社なりや。○所生之子云々。此は上。奉。承和七年
此文に依て記せり。○物忌奈命。名義。物忌ハ字の如く。物
忌いし給ふ由の名。出羽国飽海郡。式。奈はいま
思得也。神名式に。伊豆国賀茂郡。物忌奈命神社。名神
あり是あり。此も今も。神津島に在。○此者竝云は。上伴
注せる如。此は断れり。文徳天皇紀に。嘉祥三年十月壬
子伊豆国伊古奈比咩命神。阿波神。物忌奈乃神。並授從五

位上イハ十一月甲戌朔詔以伊豆國伊古奈比女安房物
 忌奈三神イミナ列於官社仁壽二年十二月丙子加伊豆國三嶋
 大神從四位下阿波咩命神物忌奈命神伊古奈比咩命神
 並加正五位下阿米都和氣命神伊太豆和氣命神阿豆佐
 和氣命神波布比咩命神並加從五位上イハ見え阿米都和
以下四柱も式子同郡に並ひ將この時諸共子位階を加
ましを思ふ了阿波神五柱御子を生坐るとあるハ物
忌奈命此四柱の 清和天皇紀負觀元年正月廿七
非ざり考ふべし 日奉授伊豆國從四位下三嶋神從四位上同六年二月五
 日授伊豆國從四位上三嶋神正四位下同十年七月廿七
 日授伊豆國正四位下三嶋神從三位イハ見えイハ是イハ

後次く天下此諸神をイハ押イハさイハして一階イハ給イハてイハ擧イハげイハらイハれイハしイハる
 出と數度フタタビ子成イハぬイハれイハ也イハ並イハ既イハ子位階を極イハ光イハ給イハへイハしイハけるイハ事イハ此
 第一段の末了委く云イハふイハれイハむイハ立イハ返イハりイハ見イハてイハ知イハるイハ事イハ



Faint vertical text columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading.



